

# 政策資料

No.268 《復刊163号》  
1989年1月1日

卷頭言 伊藤茂 ..... 1

## 〈特集〉 年金関係

- 公的年金制度の64年度財政再計算に当  
ての申し入れ ..... 2
- 共済年金制度の充実と1989年度予算確  
保等に関する申し入れ ..... 3
- 1989年度地方財制対策等に関する申し  
入れ ..... 6

## 〔参考資料〕

- 国民年金・厚生年金保険制度改革改正に  
関する意見 ..... 7
- 鉄道共済年金問題懇談会報告書 ..... 9

## 〈資料〉

- 税制六法案に対する参議院本会議質問 ..... 13
- 公的規制緩和に関する党の見解 ..... 19
- 新行革審の「物流」に関する規制緩和  
の報告に対する態度 ..... 23
- リクルート社提出の「全容リスト」の  
欺瞞性について ..... 24
- 義務教育費国庫負担制度についての申  
入れ ..... 25
- 沖縄における基地問題に関する申し入れ ..... 26
- ウルグアイ・ラウンド農業交渉に關す  
る申し入れ ..... 26

## 今日の焦点

- 脱原発の必要性と必然性 ..... 28
- 1988年総目次一覧表 ..... 34



## 言頭巻



### 歴史のフシメの年を迎えて

伊藤 茂

政策審議会会長

在・未来を考え、国民に語る見識も能力も竹下内閣にはないのである。年末の各種世論調査における内閣支持率の急低下にみられるように、国民はこの「イライラ政治」からの根本的な転換を求めていいる。それを担い、実現するのはまさにわが社会党である。

この使命を果たすためにも、政策活動の充実に一層力を尽くしたい。党の発展を支えるのは「自民党に対置する鮮明な理念・目標とすぐれた具体性・現実性」をもつて新しい日本の将来を約束する政策にあると思う。一昨年はそういう気持ちで「もう一つの日本と世界」の策定にあたつた。昨年は税制とリクルート充実に忙殺されたたたかいの本格的な戦闘開始ともいうべき新年である。昨年の国会の経過は私達社会党に重大な使命を残した。竹下首相は政府税制調査会長が「堕落」とした消費税を国民世論と議会制民主主義を踏みにじつて強行しただけでなく、政権汚職のリクルート疑惑にフタをしようとして、政治そのものを「腐敗」させていた。日本の過去・現

一九八九年の新春を迎えた。「新しい年」と言うより「歴史のフシメの年」を迎えた、と言うのが率直な実感である。いろんな意味で過去を振り返り、現在を見つめ、将来を真剣に考えるときであると思う。

そういう気持ちで「四〇年目の五月八日」（ドイツ敗戦の日）にあたってのワイスゼッカー西ドイツ大統領の演説を読み返した。過去に目を閉ざすものは現在に盲目となります……今日五月八日にさりし、能うかぎりの眞実を直視しよう。

中曾根政治から竹下政治へ、それ

とは逆の方向に走っているのがわが日本の現実である。過去を正しく振り返り、現実を厳しく見つめ、将来を澄んだ目で展望し、日本の

「新しい道しるべ」を国民に語るのは私達の使命であり責任であると

思う。

今年一九八九年は、そういう歴史のフシメであると同時に、重大な政治決戦の年である。六月の参議院選挙と衆議院選挙を勝ち抜くたたかいの本格的な戦闘開始ともいうべき新年である。昨年の国会の経過は私達社会党に重大な使命を残した。竹下首相は政府税制調査会長が「堕落」とした消費税を

来社会への勉強にとりくみ、どこよりも素晴らしい構想・政策をもち、しかも自らの力でそれを築き実現していく情熱をもつ、そういう社会党へ、共に前進したい。

（いとうしげる・衆議院議員）

# 特集 年金関係

一九八八・一二・七

## 公的年金制度の一九八九年度財政

### 再計算に当つての申し入れ

去る一〇月の鉄道共済年金問題懇談会報告に統いて、一一月には年金審議会意見書が提出され、政府はいよいよ六四年度財政再計算にむけた具体策を決める段階を迎えている。そこで、政府はこの際、左記の事項について所要の措置を講ずるよう申し入れる。

一条の二並びに共済四法改正に当つての附帯決議の趣旨を尊重し、その給付水準の改善、国庫負担率の引き上げ等を図つて、最低保障年金としての機能をもたせること。

### 二、鉄道共済年金の再建

EC各国が鉄道企業の年金について国が補助する規則を定めていることを参考とし、国、国鉄清算事業団、JR各社の三者による鉄道共済制度の再建プランを策定することとし、安易に他の年金制度からの拠出を求めるなこと。

### 五、女性の年金権

女性の年金については、負担の不均衡と給付の男女格差を縮小するとともに、遺族年金

年金と雇用を確実に接続するため、高齢者雇用案定法の改正によよて、直ちに六〇歳未満定年制を禁止し、これを段階的に六五歳に引き上げるとともに、支給開始年齢は六〇歳にすることによって、「部分年金・部分賃金」を制度化すること。

### 四、賃金自動スライド制

毎年度の年金スライドは、賃金自動スライドとともに、過去の賃金の再評価についても賃金上昇率を基準とし、今後の財政計算期においては、四八年度以降厚生年金制度で実施してきたスライド基準を下回らないようにすること。

記

### 一、基礎年金の改善

基礎年金については、昭和六〇年の国民年金改正における国会修正で加えられた附則第一。

の充実、離婚時の年金権の擁護を図ること。

一九八八・一二・七

## 六、制度一元化の前提条件

以上の前提条件を整備したうえで、被用者年金の所得比例保険制度および国民年金の多段階保険料選択制度を整備し、給付水準の維持と保険料の抑制効果をもつた一元化を図ること。

## 七、国保保険料（税）への影響防止

年金収入を給与所得ではなく雑所得として扱うようにしたことに伴い、国保の保険料（税）の負担増となるケースが発生しないようにすること。

日本社会党政審議会  
会長 伊藤 茂  
日本社会党年金改革総合委員会  
委員長 大原 亨

年金担当大臣

藤本 孝 雄 殿

一、年金制度全体にかかる事項について

記

# 共済年金制度の充実と一九八九年度予算確保等に関する申し入れ

共済年金制度は、国民年金法改正（年金統合法）に続く共済四法改正によって大きな変化を遂げたが、改正時の国会審議等の経緯、そして今日の現状を見る時、基礎年金等の充実とともに共済制度の豊富化を着実に進めることこそわが国の年金制度の発展と安定につながるものである。おりしも今年一〇月には鉄道共済年金問題懇談会報告が示され、また一月二九日には年金審議会の意見書がまとめられたが、その内容は今後のわが国の年金制度、共済年金制度全体に大きな影響を与えるものとなっている。したがって、政府においては以下の共済年金制度にかかる諸項について、制度の改善、予算措置を的確に措置するよう申し入れる。

- (一) 基礎年金については、國年法改正（年金統合法）時における附則修正、すなわち「基礎年金の水準、費用負担のあり方等については、社会経済情勢の推移、世帯の類型等を考慮して今後検討が加えられるべきものとすること」という趣旨及び共済四法案各附帯決議に照らし、給付水準、国庫負担等について速やかに見直しをはかること。
- (二) 支給開始年齢については六〇歳支給開始とし、年金と雇用の接続をめざし定年制の六五歳延長の的確な推進に基づき、部分年金、部分雇用の体制をめざすこと。定年延長・雇用安定との接続抜きで支給開始年齢を引き上げることは行なわぬこと。
- (三) 「公的年金制度の一元化」については、八五年共済四法案提出・審議の経過及び臨時国会における厚生大臣答弁等に基づき、各年金制度の歴史的独自性を尊重し、各制度の健全な併存を前提とするとともに、国の責任と負担の明確化及び給付の改

善策等の「二元化」の具体的構想について

政府の考え方を明確にすること。

(四)

「公的年金制度の一元化」の検討に当たっては、各年金制度はもとより労働者をはじめ広く国民全体の合意を得られるよう国会をはじめ民主的な場で十分な論議を尽くすこと。また、「二元化」あるいはその地ならしとして給付水準のさらなる切り下げや安易な財源確保策を追求することは厳に戒め、各年金制度の自主独立性を尊重すること。

## (二) 共済四法案審議における政府統一見解及びその補足答弁、国鉄分割・民営化法案に

対する附帯決議及び今国会における大蔵省答弁の趣旨に照らし、財政破綻の原因の解明、国の責任と負担の明確化、旧国鉄の責任に基づく「自助努力」の具体的内容、中長期的な財政展望に基づく所要額の精査等を提示すること。

## (三) 鉄道共済年金の救済に当たっては、その矛盾の基本要因について共済四法案審議時、

国鉄分割・民営化法案審議時と何らの変化

(五) 女性の年金権の確立について、基礎年金の拡充や負担のアンバランス解消と軽減、賃金格差や労働形態の差異等に基づく男女の年金給付格差の是正策の確立、遺族年金制度の充実や併給調整の緩和、離婚にかかる年金権確立等をはかり、無業・有職、単身・既婚等の別なく暮らせる年金をめざすとともに、女性の労働に報いる年金体系を実現させること。

## 二、鉄道共済年金問題について

(一)

鉄道共済年金問題は、共済年金制度のみならずわが国の年金制度全体の問題である。したがつて安易な財政調整等を模索することなく、ECの例等に学ぶとともに関係者等の意見を十分に尊重し、解決をはかること。

策を講ずること。

## (五) 以上の前提にたち、鉄道共済年金について

では、JR各社の収支状況、清算事業団及びJR各社保有の土地の地価高騰をもたらさない有効活用方策を前提とした価値上昇、国の保有する株式等を勘案しつつ、共

済四法案時に将来検討が約束された給付の改善策についての自主的な検討を保障すること。

## 三、共済年金制度の充実について

(一)

毎年度の年金給付額の改定要素（スライド要件）については、厚生年金等を含めて「物価」に加え「賃金」をいれ、毎年度的確な引き上げが実施できるよう制度改正を行なうこと。なお「賃金」要素には定期昇給分を勘案するものとする。

(二) 職域加算部分の乗率の引き上げについては、早急に関係者間で検討すること。

また、職域年金部分については、二〇〇年未満二分の一を廃止し、加入年数に応じた支給に改めること。

(三) 懲戒処分に係る職域加算の一部支給停止について、改正時、本人掛け金分を含まないとされたが、制度の趣旨に照らし支給停止を全廃すること。

(四) 国公共済の算定基礎の取り方については改正時において、今後検討するとされたこ

とにかくみ速やかに見直すこと。

(五) 改正時において現に四〇歳の者については、次の見直しの時点までに検討・調整するにされた点について明確にすること。

(六) 消防職員の労働環境の抜本的改善については、三年以内に人事計画を策定するとされた答弁・附帯決議に照らし、具体的な計画を提示すること。

(七) 公営企業における公的負担については、すべての公営企業に全額適用をはかること。

(八) NTT・たばこ・私学・農林の職域年金の自由設計については将来検討するとされた答弁・附帯決議に基づき、速やかに実現をはかること。

また私学共済年金について、在職老齢年金の検討を速やかに進めるとともに、農林共済年金について必要な補助額の確保、雇用条件の改善等をはかること。

(九) 併給調整については、実施過程における問題を見極めて再検討するとされたが、社会経済情勢の変化に対応し、一律の併給禁止ではなく、併給限度額を設定して、一部不支給とする等早急に見直し策を策定すること。

(十) 組合員期間が六ヶ月以上一年未満で障害者となり、障害年金を受けていない過去の障害者等についても、厚生年金の場合に準現させること。

じ、障害年金を支給するとともに、遺族年金についても同様の措置とすること。

また、八六年四月一日以前において一級二級の障害認定を受けた在職中の組合員についても障害基礎年金相当額を支給すること。

(十一) 特別支給期間の国庫負担、所得制限、短期保険料等の問題について速やかに検討を加え改善をはかること。

(十二) 各共済積立金の自主・有利運用の拡大をはかるとともに、財政投融資制度の抜本的見直しをはかること。

(十三) 公的負担の四分の一カット（繰り延べ）については、速やかに返済すること。

## 五、一九八九年度予算における年金給付額の改定について

一九八九年度における年金額のスライドについては、既裁定者の生活安定と恩給との整合性確保の観点からも、法改正を前提としつつ「賃金」要素を加え、過去の賃金上昇等をも勘案し、的確な引き上げを実施しうる予算措置を講ずること。

また年金の支給については、毎月支給の実現をめざし八九年度にあつては隔月支給を実現させること。

右、申し入れる。

一九八八年一二月七日

日本社会党政策審議会長  
伊藤茂

共済年金対策特別委員長  
年金改革総合委員長  
大原亨  
同 事務局長  
小林恒人

内閣総理大臣

竹下登殿

小林恒人

# 一九八九年度地方財政対策等に関する申し入れ

政府・自治省においては、一九八九年度地方財政対策並びに施策の推進に当たって、次の諸項目についてとくに実現に努めるよう強く申し入れます。

## 記

一、八八年度をもつて期限切れとなる国庫補助負担率の特例措置については、速やかにその復元をはかること。

また、義務教育費国庫負担率の引き下げや一般財源化等についても一切行わず、公立学校におけるNHK受信料については現状維持をはかること。

二、地方財政の慢性的財源不足、公債費負担比率の上昇等、地方財政逼迫と地域経済の停滞の状況にかんがみ、地方交付税制度の拡充をはかるとともに、地方債発行の弾力化と償還財源の確保、雇用創出事業の拡大等をはかること。

三、消費税の導入については国民の批判を真

摺に受け止め中止することともに、税制改革

に当たっては、負担感の大きい個人住民税、固定資産税等の負担減税を推進するとともに、とくに課税最低限の引き上げに努めること。

また、国と地方の税源の再配分、地方税源の拡充に努めるとともに、とくに、社会保険診療報酬課税の適正化、事業所税の拡充、法人事業税の改善、非課税等特別措置の廃止推進、移転価格税制の地方税への影響遮断等を実施すること。

政府の税制改革案における地方税財政の歳入・歳出見込みについては、その数値及び法的措置が極めて不明確であることにかんがみ、これを明確に示すこと。

四、退職者医療制度の創設等に伴う市町村国民健康保険事業会計における赤字の完全補填を引き続き実施するとともに、医療費安定化計画については地方公共団体等の意見を十分に尊重すること。

また、年金所得の雑所得への変更に伴う国民健康保険税負担増問題については速やかに八九年度税制改正において解決をはかること。

五、学校給食、清掃、下水道等の事業については、住民の安全と健康衛生の向上、自治体固有事務責任堅持の立場から、民間委託、下請け及び派遣労働等については、慎重な検討を加えること。

また、消防職員の労働条件の改善に努めるとともに、ILLOにおける審議の主旨にかんがみ、その団結権について改めて国内における検討を速やかに図り、国会で約束されている人事計画を速やかに策定すること。

六、地方公務員の週休二日制の実現のため、土曜閉庁の八八年度中実施を速やかに実現させるとともに、完全週休二日制の実現、閉庁方式によつては困難な職域における週休二日制推進のための諸措置を講ずること。

七、公営交通事業、特に中小交通事業の交通環境の整備、一般会計からの繰り入れの拡充を図り、事業基盤の強化を図ること。

八、機関委任事務に係る国の代執行制度の改革法案（地方自治法一部改正案）については速やかに抜本的修正をはかり、自治体議会機能強化のための施策を実現させること。

と。

九、共済年金制度の充実と予算確保のため、  
「別紙」の諸項の実現をはかること。

十、「ふるさと創生」にかかる交付金の交付  
については、その性格にかんがみ、地方固

有財源である地方交付税を財源とするこ

と。また地域振興のため地方が強く要望

している国庫補助負担率の特例廃止、地方

交付税制度の充実などを推進すること。

また過疎地域振興特別措置法について  
は、対象市町村の要望を踏まえ、また過疎  
地域における長期にわたる人口減少傾向、  
人口の高齢化率、財政基盤等の実情を勘案  
し、強化延長をはかること。

十一、一九八八年度地方財政計画については、  
地方財政運営の安定の見地からできるかぎ  
り速やかに策定すること。

右、申し入れる。

一九八八年 一二月一四日

#### 参考資料

一九八八・一一・二九

## 国民年金・厚生年金保険制度改正に関する意見

### 年 金 審 議 会

に尊重し、改正案の立案に当たられたい。

#### 記

先の年金改革によって、公的年金制度は、  
従来の縦割りの体系から、全国民共通の基礎  
年金をベースとした二階建の体系に再編成が  
行われ、これによつて、今後の急速な高齢化  
の進展と産業構造・就業構造の変化に対応で  
きる礎が築かれたところである。

#### ○ 現行の物価スライド制は、昭和四八年と

いう高度成長期に導入され、物価水準が五  
%以上変動した場合にそれに応じて年金額  
の改定を行う仕組みとされているが、近年、  
物価上昇率が低位に推移している等の実情

から見て、この際、完全自動物価スライド  
方式に変更すべきである。また、老齢福祉  
年金についてもこれに準じた措置を講じて  
いくべきである。

本審議会は、今回改正の検討に当たり、老  
後生活における年金の重要性に鑑み、前回改  
正の理念を引き継ぎながら、当面する課題の  
解決に向けて、昨年九月以来一七回にわたる  
全員懇談会と四回の小委員会を開催し、精力  
的かつ慎重な審議を重ね、その結果を下記の  
通りまとめた。政府は、本意見を最大限

#### ○ 現行の在職老齢厚生年金については、事

務処理上の制約の許す範囲で支給率の刻み  
を増やす改善措置を講すべきである。

○ 保険料については、その算定の基礎とな  
る標準報酬の上下限について前回改正に準

じた改訂措置を講ずるものとし、その料率

については、将来の年金財政の安定を確保するため、段階的引上げを図ることとすべきである。

○ 厚生年金の支給開始年齢の問題について

であるが、前回の改正で、年金の給付水準を適正化することにより将来の保険料率を二九%弱に抑えたにもかかわらず、その後の平均余命の伸長等からこれが三一%を超えることが確実視されるに至つており、こうした中で後代負担を適正なものにし、かつ、急激な負担増を回避しつつ給付水準の維持を図っていくためには、支給開始年齢を引き上げることはやむをえないものと考

える。具体的には、男子については、昭和七三年から六一歳とし、その後三年毎に一歳づつ引き上げて昭和八五年には六五歳とする。同様に女子については、昭和七八年に六一歳とし、その後順次引き上げて昭和九〇年に六五歳とすることが妥当であると考える。

こうした引き上げ措置を講ずる場合に、雇用環境の整備を図るとともに、年金サイドにおいても、六五歳以前でも必要に応じて繰上減額年金の支給を行う等のフレキシブルな対応策や企業年金の一層の育成・普及に積極的に取り組む等、総合的な対策が講ぜられるべきものであることは論

を待たないところである。

なお、支給開始年齢の引上げの問題については、六〇歳定期年制もまだ十分に定着していない現段階で結論を出すのは時期尚早であり、雇用環境の整備が先決であることから反対であるとの意見があつた。

○ 被用者年金制度の一元化の姿については、それ歴史・沿革等を異にする被用者年金各制度は存続したまま、一階部分の一元化の姿との整合性にも十分配慮しつつ、同一給付・同一保険料率による各制度共通の給付を保障する「新たな単一の被用者年金制度」を創設すべきである。

なお、こうした一元化を図つていく場合、可及的速やかに各制度間に残されている支給要件の差異等についての十分な検討と調整が行われるべきことは言うまでもなく、これらの点については、今後、本審議会においても昭和七〇年に向けて検討を進めていくこととしたい。

このような展望に立ちつつ、今回改正で

は、当面急がれる各制度間の不均衡是正については、この一元化の最終的な姿と整合

性を保ちつつ、関係者間の合意が得られる

べきである。

○ 現在、二〇歳以上の国民のうち、唯一、

国民年金の強制適用の対象から外されている学生については、従来から障害年金を中心と無年金問題が指摘されているところであります、さらに、基礎年金のフル・ペンショ

観点から昭和三六年四月以降の加入期間に係る老齢給付のうち厚生年金相当の部分に限定すべきである。

この場合、厚生年金拠出者の理解を得るために、日本鉄道共済年金の赤字の分析と自助努力の内容と金額が明確となつた段階で、再度、本審議会の意見を聴くべきであり、本審議会の最終的判断はその際に明確にしたい。

○ 自営業者のために、基礎年金にさらに上乗せした年金制度を設けることは、自営業者の老後生活に対する多様なニーズに応えるとともに、被用者年金グループとの公平を確保するという観点から見ても必要である国民年金基金制度を活用することとし、職能型国民年金基金の設立要件の緩和を図るとともに、一般の自営業者の加入を容易にするために地域型国民年金基金を創設するのが適当である。その際には、厚生年金基金制度との均衡のとれた社会保険料控除等の税制上の優遇措置を講ずるほか、事務費に対する国庫の助成措置が講ぜられるべきである。

ンの確保を図つていくという観点からも、この際、これを強制適用の対象にすべきである。

○ 基礎年金の国庫負担については、将来、

国民のコンセンサスを得ながら、その負担率の引き上げを行い、給付水準の改善なし保険料負担の軽減を図つていく必要があるとの意見があつた。

○ 財政投融資資金の中に占める年金資金の重要性がますます高まっていく中で、資金の運用方針や預託金利の決定に際し重要な役割を果たしている資金運用審議会の中に、国民年金・厚生年金の保険料拠出者の代表が加わつていいことは大きな問題であり、早急に拠出者代表が加われるよう政府として所要の措置を講ずべきことを再度強く要請する。

また、国民年金・厚生年金の積立金の主・有利運用については、すでに昭和六年一二月一二日の資金問題懇談会の意見書及び昭和六二年一月三一日の本審議会の答申書で、その基本的な考え方を示したところであるが、今後の運用収入の果たす役割的重要性に鑑み、少なくとも積立金総額の三分の一程度の自主・有利運用額の確保に最大限の努力をすべきである。

また、預託金利については、資金運用部資金法にも定められているとおり年金財政

に対する影響に十分配慮し、国債クーポンと長期プライムレートの中間程度の水準が確保されるべきことを強く指摘しておきたい。

○ 昭和六三年一〇月二七日の社会保障制度審議会年金数理部会の第二次報告書にも示されているように、公的年金制度の安定的運営と公的年金に対する国民の信頼を確保していくためには、年金財政の状況とその将来展望を明確にしておくことが不可欠であり、年金財政の公表の原則を確立する必要がある。そのためにも、年金財政に関する

審議会年金数理部会の第二次報告書にも示されているように、公的年金制度の安定的運営と公的年金に対する国民の信頼を確保していくためには、年金財政の状況とその将来展望を明確にしておくことが不可欠であり、年金財政の公表の原則を確立する必要がある。そのためにも、年金財政に関する

事務処理体制については、将来の毎月支払への対応、年金相談を含めた被保険者、受給者サービスの向上を図るため、今後ともその一層の改善充実に努めるべきである。

なお、年金の支払回数の改善については、当面、現行年四回支払となつてある厚生年金、基礎年金等についても、できるだけ早期に年六回支払を実施すべきである。

〔参考資料〕

一九八八・一〇・七

## 鉄道共済年金問題懇談会報告書

### 鉄道共済年金問題懇談会

当懇談会は、日本鉄道共済年金問題に関する閣僚懇談会の要請により、昨年一二月より

#### 1 はじめに

鉄道共済年金問題については、かねてからその財政運営について種々指摘がなされてきていたが、昭和五〇年代に入つて単年度收支

の赤字が発生する等財政事情の悪化が顕在化するに至った。これに対し、鉄道共済年金においては、昭和五九年度に至って既裁定年金のスライド停止等の措置、昭和六〇年度からは国家公務員・NTT・たばこの三共済による財政援助（昭和六四年度まで）の措置等が講じられたほか、積立金の充当により、当面、昭和六四年度までの年金の支払いについては、支払不能といった事態に陥ることのないよう手当てされたところである。

しかしながら、現在、現役組合員約二二二万人で約四七万人の年金受給者をかかえており、昭和六五年度以降については毎年度三〇〇〇億円のぼる収支不足が生じるものと見込まれ、この收支不足の手当てについては全く見通しが立っていないという極めて深刻な事態となっている。

この問題は、本来、鉄道共済自身の問題であり、鉄道共済年金が、制度発足以来独立の年金制度として自主的に運営されてきたことに鑑みれば、今日の財政悪化についての当事者はもとより関係者の責任には誠に大きなものがあると言うべきであろう。

従つて、この問題の解決に当たっては、かかる観点に立つた対応策がまず十分行われる必要である。

一方、鉄道共済年金も公的年金の一つであることから、これから本格化する高齢化社会

に向けて、公的年金制度全体の信頼を確保する観点からの対応も重要であり、当懇談会としては、以上のような認識の下で検討を行つた。

## 2 鉄道共済年金の赤字の原因について

鉄道共済年金の年金給付費のうち、昭和三年六月以前の恩給期間分の支給に充てられているいわゆる追加費用は、民営化以前は事業主たる旧国鉄の負担とされており、民営化後は日本国有鉄道清算事業団の負担とされている。戦後旧満鉄等からの大量採用に伴う年金の費用も主としてこの中に含まれている。従つて、鉄道共済年金の昭和六五年以降年間三〇〇〇億円のぼると見込まれる赤字幅は、昭和三一年七月の現行共済年金制度発足以降の期間分について生じていることとなる。そこで、その部分の赤字の原因について整理してみると、二つの側面を指摘することができるものと考えられる。

### ①旧国鉄共済時代の制度・運営等に起因する側面

第一の側面は、旧国鉄共済年金時代の制度・運営等に起因して生じていると考えられる点である。

旧国鉄共済年金は、制度の面において厚生

年金や国家公務員の共済年金よりも給付内容が有利であり、それに加えて、運営面においても、給付が最終俸給を基準として計算され直接反映させる等他の公的年金には見られない取扱いをしてきており、総じてかつての国鉄という職域の要請に強く配慮した制度運営が行われてきたと見ることができよう。

一方、この給付を支える財政面に対しては、独立の年金制度としての長期的展望に立つた財源対策が講じられてこなかつた。即ち、成績度に見合った保険料の引き上げあるいは過剰とも思われる年金給付を担保していくための年金積立に対する努力がなされず、財政的裏付けのないままの制度運営がなされてきたといつても過言ではない。

### ②産業構造の変化、人口高齢化等に起因する側面

第二の側面は、産業構造の変化、人口の高齢化等、必ずしも個別の共済年金にその責を帰すことのできない事由により、年金財政が悪化したと考えられる点である。

これに相当するものとしては、モータリゼーションの進行を背景として旧国鉄が鉄道産業として、その雇用を縮小せざるをえず、このため結果として鉄道共済年金の成熟度が他の年金より極端に高くなつたこと、さらにこ

れに人口の高齢化・平均寿命の伸長といった要素が加わったことによる年金給付費の増大があげられる。

### 3 鉄道共済年金問題への具体的対応策

鉄道共済年金の赤字の原因については上記のように二つの側面があると考えられることから、鉄道共済年金の問題については、これらの原因を勘案しつつ検討することが必要である。その際、この問題は、本来、鉄道共済自身の問題であることから、まず最大限の自助努力を行うことが最も肝要であるとの考え方を基本としつつ、概ね次のような方向で対応することが適当であると考えられる。

#### (1) 鉄道共済年金の自助努力及び国の役割その他の

先に述べたように、この問題を解決するに当たっては、最大限の自助努力を行うことが最も肝要である。こうした観点を踏まえ、鉄道共済年金の自助努力などの具体的対応策としては、次のような諸項目が考えられる。

#### ○既裁定年金を含む年金給付の見直し

鉄道共済年金の年金給付の面では、現在既裁定年金の中には、かつて年金の支給額が最終俸給を基準として計算されていたため退

職特別昇給の影響等によりとりわけ有利な年金額が裁定され、その後のスライド停止措置を勘案しても他の公的年金より有利な給付を受けている例が相当見られる。厳しい財政事情に直面し、非常事態ともいえる鉄道共済年金としては、このようなものの年金給付について見直しを行う必要がある。また、今後新規の退職者について発生する年金についても、六〇歳前でも退職年金を受給できるなどの有利な支給要件は特にこれを見直すとの対応を行う必要がある。

#### ○保険料率の引き上げ

鉄道共済年金の保険料率が、現在、他の公的年金よりも相当高いことは事実である。しかし、公的年金については、本来、将来にわたって年金給付を貯めるよう保険料を決定する必要があること、さらに財政再計算期に成熟度に見合って保険料を引き上げてきていたる他の公的年金の自助努力との均衡を勘案すべきことから、今後ともさらに保険料率の引き上げが必要である。

#### ○JR各社の負担

国鉄改革に伴い新しい会社などとして生まれたJR各社等は、鉄道共済年金の一方の当事者として、今後とも共済年金制度のルールにのっとり保険料負担の形で相応の負担をす

ることになっている。しかしながら、今後、鉄道共済年金の厳しい財政事情に対応するため、様々な形で自助努力なり各方面の理解と協力に頼らざるを得ないとの状況に鑑みれば、国鉄改革の趣旨をも勘案しつつ、事業主としての一般のルールによる負担に加えさらに特別の負担を行うことが必要である。

#### ○清算事業団の負担及び国の役割

鉄道共済年金の、恩給期間分の支給に充てられるいわゆる追加費用は、国鉄改革により日本国有鉄道清算事業団の負担とされ、この年金費用を含む長期債務等のうち土地売却、株式売却で貯えないものは、最終的には国において処理することとされた。従って、既に鉄道共済の年金費用のうちかなりの部分が清算事業団の負担となり、最終的には国において処理することとなっている。

しかしながら、鉄道共済年金に関して旧国鉄時代の保険料率が成熟度との見合では決して十分ではなかつたことからみて事業主としての負担が十分でなかつたと考えられるような部分については、清算事業団がさらにこれを負担するよう措置する事が必要である。

この場合、清算事業団の特別の負担は最終的に国において処理する部分の増加につながることとなるが、国においてもこうした形で鉄道共済年金問題の解決の中でその役割を担

う必要がある。

#### ○現行財政調整計画の見直し

現行の国家公務員等共済組合内における財政調整五ヵ年計画は、昭和六四年度までの措置であるが、この計画が終了した後において、

鉄道共済年金の財政事情等を勘案し、さらにこれらの共済による何らかの財政調整措置を行ふことの必要性について、今後改めて政府において検討することが必要である。

#### (2) 公的年金一元化とのかかわり

先に述べた通り、鉄道共済年金の赤字の原因のうちには、成熟度が産業構造の変化により他の年金制度に比して極端に高くなっていることに起因する面が含まれている。

一方、政府においては、昭和七〇年の公的年金一元化に向けて、現在、昭和六四年の次期財政再計算時においてその「地ならし」を行ふこととしている。公的年金一元化の問題と鉄道共済年金の問題は、本来別の問題であるが、鉄道共済年金も公的年金の一つであり、

公的年金一元化の「地ならし」において、各年金制度間で成熟度の相違との関連で負担の公平が図られるよう措置されることとなれば、鉄道共済年金の上記部分にもかかわりが出てくるものと考えられる。

当懇談会としては、このようなかかわりあ

いの重要性について十分認識を有しているが、そのようなかかわりあいが広く国民の納得を得られるためにも、前述の自助努力等の措置が当然の前提となることを特に強く指摘しておきたい。

#### 4 おわりに

鉄道共済年金問題への対応策については、年金としての専門的技術的因素に鑑み、さらにつめるべき点も多いと考えられるため、当懇談会としては、対応策の概ねの方向を示すとの形で意見をとりまとめることとした。

今後、政府において、この意見にまとめられた基本的な考え方を踏まえて鉄道共済年金問題について十分な対応策を講じ、ひいては公的年金制度の信頼性を確保するよう努められたい。

一九八八・一一・二二

## 税制六法案に対する参議院本会議質問

日本社会党・護憲共同

福間知之

私は、日本社会党・護憲共同を代表して、ただ今趣旨説明が行われた税制六法案に対し、総理並びに関係大臣に質問を行うものであります。

消費税という名の大規模接税の導入を柱とするこの税制六法案は、衆議院において強行採決を重ね、かつて前例をみない変則かつ異常なかたちで修正議決され本院に送付されました。本案件は、衆議院の税制問題等に関する調査特別委員会において、法案そのものの総括質疑は三日間行われただけであり、今月一〇日、自民党単独で強行採決されたのであります。総理や大蔵大臣は、「これほど時間をかけて審議した法案はない」「議論はほとんど出尽くし

た」などと白々しくも公言していますが、徹頭徹尾、事実に反する言動であり、多数による強行採決を正当化しようとする極めて理不尽な言い分であるといわざるをえません。

政府与党首脳は、「審議時間は充分だった」といわれるが、税制改革論議の大前提であるところの不公平税制は正の問題、税制改革に対する基本的な考え方についての論議の段階であったのであり、それとてまだまだ議論が尽くされてはおらず、結論も出ていない状況であります。不公平税制の是正はもちろんのこと、将来の高齢化社会の展望についても福祉充実に逆行する年金支給年齢の六五歳への引き上げが示されたにすぎないのであります。また、今回も昨年の税制改革法案と同様

に新税によって国民に広く負担を求めるようとする税制法案であるにもかかわらず、重要な部分が政省令に任されているため、わが党は政府が法案成立以前に、すでに準備しているであろうと思われる政省令案の全文を要求しますが、到底政省令の案文とはいえないものが、委員会に提出されたのが今月八日であります。ですから衆議院の委員会では税制六法案の細目と照らし合わせて消費税法などが議論されたことは全くないのであります。この一事をもつてしても十分な議論がなされたなどとは到底言えるものではありません。税制法案の全体を論議するための前提条件さえ全く整っていない状況だったのです。にもかかわらず、自民党が衆議院において強行採決を繰り返したのは、税制を仕上げることで政権の延命を図ろうとする竹下内閣の盲執にほかならないと断言できるのであります。このような税制改革は決して国民に信頼を得られないことを肝に銘すべきであります。

したがつてわが党が委員会強行採決を白紙撤回し、法案を委員会にさし戻すよう主張したのは全く正当なことであります。その後

衆議院では、リクルート問題調査特別委員会の設置、リクルート・コスモスの未公開株譲渡リストの公開、江副氏、加藤氏、高石氏三名の証人喚問の約束と若干の法案修正によつて、自民党単独は免れたとは云え極めて変則的で、異常な衆議院通過であつたことに変わりはありません。このことはシャウプ勧告以来四〇年ぶりの歴史的といわれる税制論議と、すぐれて国民の理解と合意を必要とする税制審議を破壊する暴挙といわざるをえません。

衆議院を通過した際の竹下総理や宮沢大蔵

大臣、そして自民党首脳の笑顔に憤りを覚えたのは私一人、わが党だけではないのであります。衆議院通過をもつて総理はほとんど税制法案はヤマを越したかのような感想をもらし、今国会での成立に余裕を持ちはじめてさえおられるようですが、総理には大多数の国民の怒りの声が聞こえないのですか。いまだなお国民の三分の二以上は消費税に反対しており、衆議院でのゴリ押しに賛成している人は極めてわずかにしかすぎないのです。総理の下には、政権の構造汚職であるリクルート疑惑に浸つたままで、正当な議論を封殺する数の政治への批判が寄せられているはずです。

わが党は、公約違反である消費税の撤回か、さもなければ衆議院解散総選挙で国民に信を

問うべきであると主張してきました。だが残念ながら本日、こうして本院での税制改革の議論が開始されたわけですが、私はこの場でもう一度問い合わせます。

総理、あなたは国会のみならず国民に対する背信行為を続け、憲政史上に一大汚点をして、あくまでも税制法案の成立を強行しようとしますが、それとも潔く法案を撤回し、歴史に燐然と名を残す考えは毛頭持ち合はせてはいけません。延長

国会の会期はあと三日、今月二十四日で、本院において十分な論議などできようはずがないではありませんか。衆議院と同じように強行突破を図ろうとしても今国会中に法案を成立させることは不可能であります。よつて総理、潔く締めるべきではありませんか。

そもそも今回の税制改革法案は、議論の初めから異常なものでした。それは消費

税という名の大間接税の導入が昨年国民の総反対によつて廃案となつた売上税を中心とした中曾根前内閣の税制改革とほとんど変わることろがなかつたからであります。減税や間接税に技術的な修正をほどこしたからと言つてその基本的性格は中曾根内閣当時の選挙公約、さらには大平内閣当時の国会決議に反することとは明らかであります。総理は、内閣

上税の廃案で公約は洗礼を受けたとか、間接税論議の機は熟したなどと述べ政府自民党の国民に対する約束を反故にする考え方のようではおらないのであります。それどころかリクルート疑惑という巨悪、根深い腐敗構造を考え合わせて、国民は、内閣総辞職、衆議院の解散総選挙を求めているのであります。

総理、あなたは公約違反の消費税の導入を柱とする税制改革の実現のためには、少なくとも与野党の合意が必要不可欠であり、その合意すら成立しないとなれば選挙で民意に問うという民主政治の基本を心得ておられるのでしょうか。わが党は民主政治の常道としてみからいつても、本法案の強行成立を許すことは断じてできないであります。

今回の衆議院における強行採決の繰り返しはまた、リクルート隠してもあります。衆議院本会議での税制法案の採決に至る過程で、リクルート問題調査特別委員会の設置、株式譲渡先リストの公表、江副氏、加藤氏、高石氏の証人喚問が決定されておりますが、これは税制法案の衆議院通過の取引材料とされた感があり、政府・自民党が疑惑解明に本気で取り組む姿勢の現われであるとは到底考えられないであります。

「一時不再議」にすら、もとる新たな特別委員会の設置は、リクルートの解明ではなく、税制法案審議との切り離しに本当の狙いがあったのではないか。

「税制改革案」がリクルートに汚染された税調、政府・与党の関係メンバーによつて作り上げられたことをおもう時、私は法案審議とリクルート解明は、まさに不離一体のものであるばかりか、これに深くかかわった総理、大蔵大臣には、税制改革を提案する資格なしと断ぜざるを得ないのです。

今回衆議院で公表された疑惑リストは、わが党の調査をはじめ、すでに白日にさらされた政官界関係者に限られており、目新しいものではありませんでした。法務大臣はご丁寧にも「これ以上のものは出ない」とコメントされたが、果して弁護士、会社役員、文化人、学者などとして名を伏せられた者の中に、政治家とかかわりのある者、政府審議会などで職務権限上問題となる者、当時は会社役員でもその後政官界関係者になつた者などがいなないと断言できるのですか。法務大臣の発言は重大で責任問題にもかかわるものでありその真意を問うものであります。われわれはこのリストの信憑性を疑い、またこのリストで全てが尽くされているとは到底思えないのであります。現に、リスト公表後、田中角栄元首相の当時の秘書が未公開株二万株の譲渡をう

けていた事実があきらかになり、その他にも名前があがつており、リストの信憑性はすでに崩れ去つてはあります。すみやかにリストの伏字をおこすことは勿論、ルートの違う他の事実も調査し公表することを要求するものです。只今衆議院リクルート特別委で江副証人が証言で株譲渡をうけた者に警察関係者がいると述べたことが伝わりました。

また、証人喚問が決定されたのはよいが、法案が衆議院を通過したことによって証人喚問が形式だけのものに終わってしまうのではないか、と危惧する声も出ています。何にもまして、総理自身のリクルート疑惑解明に対する態度が問われているのです。法的責任はさておくとしてもリクルート疑惑に関しては、総理や大蔵大臣などが当事者でありますから、自分は知らなかつたというだけで、政治的、道義的責任を国民の前に何も明らかにしないのは極めて遺憾であります。自らの責任をあいまいにしたままで公正を重んずべき税制、しかも消費税によって大衆課税しようとるのはあまりにも図々しいといわなければなりません。これでは国民はますます政治に対する不信、税制に対する不信をつのらせるであります。潔く身を清めてから税制改革を持ち出すのが筋ではありませんか。

総理、大蔵大臣、そして現、元閣僚や党幹部の皆さん、あなた方はリクルート疑惑の解明に本気で取り組む気構えがあるのですか。いま世間ではリクルートのことを利に狂う人という当て字で呼ぶ向きもあるくらいです。総理、政治的、道義的責任を潔くとられる考えはないのですか、はつきりとお答え願います。

次に、税制改革論議の前提となる基本的な認識について質問します。

ただ今の法案の趣旨説明を伺いましても、衆議院での議論を聞いておりましても、そもそも何故、今、税制改革なのか、全く疑念が晴れないであります。私は、いまだに多くの国民が私と同じような疑問を持つていて思うであります。

政府は、「産業構造・就業構造の変化」、「所得の平準化」、「消費の多様化・高度化」、「経済取引の国際化」等の経済社会の変動に現行税制は対応できないため、税に対する国民の不公平感が拡大している、それを解消するために税制改革が必要であると説明しているようであります。そのためには所得税、法人税を中心とした直接税に偏重した税制を改め、所得・消費・資産課税等で均衡のとれた税制の構築が必要であるとし、所得減税と若干の改正をともないながらも、とどのつまりは消費税の導入が導き出されているのであります。

しかし、産業・就業構造に現行税制は対応できないと言いますが、具体的には何を指しているのか、対応できないとしたらその原因は何か、なぜ消費税でなければならないのか、決して明らかではありません。

所得の平準化が強調されておりますが、戦後の混乱期と比較すれば平準化しているのは

当り前の話で、問題なのはここ一〇年あまり所得格差は縮小どころかかえつて拡大傾向さえみられることです。またここ二、三年の土地や株の高騰による資産格差の拡大は著しいものがあります。これは先般公表された国民生活白書をみても、また衆議院に提出された収入階級別の貯蓄残高の比較に関する政府資料でも明らかであります。このような情勢にあるとき、何故意的に所得の平準化を持ち出すのか理解できないのであります。総理や大蔵大臣は、好景気が続き、所得格差は趨勢的に縮小していくと言つておりますが、それがあまりにも楽観的にすぎます。こんな時期に所得に対する逆進的な課税である消費税を導入したたら、所得格差がますます拡大することは間違いないではありませんか。不公平税制の是正が税制改革の目的ともいわれておりますが、消費税そのものが不公平税制であると言えるのであります。衆議院で多少の修正はあつたものの、税制全般をみて、確実に財政の所得再分配機能が弱められようとしているので

あります。こうした税制改革の前提となる基本的な認識においても、いまだ明確な回答は示されていないのではないか。

以上指摘しました疑問点につきまして、總理並びに大蔵大臣の明確な答弁を求めます。

次に消費税そのものの問題点について、何点かお尋ねします。

所得に対し逆進的な消費税そのものが不公平を拡大する税金であることはいまさら申すまでもありませんが、事業者に配慮して、「帳簿式」の付加価値税にしたこと、また限界控除や簡易課税を大幅に認めたことなどから、最終的な税負担者である消費者からすれば、一段と公平・公正さを欠いた税金になつていると言えます。そこで修正でも簡易課税などの問題点が指摘されているのであります

が、その改善方向・方途は全く不明瞭であります。

また、消費税における大きな問題点は総理

も認めるように事業者の税負担の価格への適正な転嫁ということになります。わが国の産業構造は、生産・流通とも複雑であり、また過当競争ともいわれるほど事業者間の競争が激しい実態があります。このような中で、大型間接税を導入しても、転嫁が円滑に行われないことは明らかであります。

たとえば、過当競争の中で消費税の価格転嫁の最前線に立つている中小企業者や、親企業に對して価格交渉力などの面で弱い立場にある下請業者がこそつて消費税に大きな懸念を抱いているのは、まさにこの問題があるからであります。消費税という名称とは反対論を表明しているではありませんか。先程の

答弁でも今ひとつ理解できません。修正ではまた、低所得者へ配慮した「寝たきり老人」減税の拡充、生活保護など歳出面での手当でれば消費税の欠陥を塗り隠すためのいかにも小手先の、場当たり的な対処策であるという印象が強いであります。カネをあまりかけずに「福祉への配慮」をみせかけようという意図が明らかで、政府にとつては誠に好都合な譲歩だったのではないかとも推測できるのであります。しかしそうすることによつてかえつて、消費税の矛盾点が際立つたことも事実ではありませんか。

また、消費税における大きな問題点は総理も認めるように事業者の税負担の価格への適正な転嫁ということになります。わが国の産業構造は、生産・流通とも複雑であり、また過当競争ともいわれるほど事業者間の競争が激しい実態があります。このような中で、大型間接税を導入しても、転嫁が円滑に行われないことは明らかであります。

惧しているのであります。

総理は、このような中小業者の声にどのように応えるのでありますか。ご答弁をお願いします。

また消費税法案では、この価格転嫁の困難性に配慮して独占禁止法のカルテル禁止の緩和措置が打ち出されているのでありますが、これが逆に大きな矛盾を孕んでいるのであります。

それは「便上値上げの余地を拡大する危険性とともに、諸外国の日本の取引慣行に対する一層の不信を与えるおそれがある」ということ。

また「統一的販売価格の決定といった範囲を越えた価格カルテルが行われるおそれがありはしないか」ということ。

消費税の転嫁が容易な大企業にまで価格カルテルを認めることになり、競争上弱い立場にある中小企業が不利な結果になりかねないのではないかということ。

さらに「一定期間の筈のカルテルが業界に定着し、カルテル依存体質を強化することになるのではないか」などとあります。

以上、簡単に見ただけでも、消費税の矛盾は根深く、小手先の修正で対処できることではありません。審議を尽くして問題点をさら明確にしなければならないのですが、総理ならびに大蔵大臣のご答弁を求めます。

今回の税制改革法案におきましては、衆議院での修正を踏まえても、不公平是正は全く不十分である、と断言せざるをえないのです。

キャピタル・ゲインの課税強化については、リクルート疑惑に関連させて未公開株の売却益に対する課税強化策が講じられただけで、資産格差の拡大の現状に照らしてみれば、抜本的な改善策と言えるものではありません。分離課税の拡大によって、かえつて基本的には不公平を助長することになつたとも言えるのではありませんか。株式譲渡益を原則非課税から原則課税にすることになつたからといって、不公平が解消されるというものではありません。四年後の利子課税の見直しに合わせて、キャピタル・ゲインについても総合課税への移行を実現するとか、納税者番号制についても政府税制調査会で検討しているといった曖昧な言い種で逃げるのではなく、例えば資産取引については創意・工夫をこらした番号制によって所得の補足と総合課税を徹底するといった明示があつてもいいのではありませんか。

また、抜本的な土地税制の改革、不公平税制の焦点とされてきた政治家の資金集めパーティへの課税、医師優遇税制、宗教法人課税、みなし法人課税などの改革について、具体的改善の方向を明示するぐらいの踏み込み

がなければ、国民の納得を得ることは不可能であります。消費税に反対する声とともに、不公平税制の是正は全く不十分である、というのが圧倒的な世論なのであります。

法人税については、経済活動の国際化の進展に伴い、法人税負担率の格差によって産業空洞化が危惧されるとして、基本税率の引き下げが行われようとしております。しかし国際比較を行うのであれば、課税ベースの相違をも念頭におかなければなりません。アメリカの場合でも法人税の表面税率を大幅に引き下げましたが、投資税額控除の廃止など特別措置の見直しによって課税ベースの大幅拡大を実施しているのであります。単に表面税率だけを比較するのではなく、実質的な税負担をも考慮に入れるべきであります。大蔵省は今回の法人税の基本税率を引き下げるに当たって、外国税額控除の適正化や、配当などについて課税の適正化を行つていると説明しているようであります。さらに、ここ二、三年のうちに、賞与引当金、退職給与引当金、貸倒引当金の圧縮などによつて三〇〇〇億円の增收を予定していると答弁しておりますが、そうであるならば何故法案に盛り込まれたのか、あまりにも不自然ではありませんか。

不公平税制の是正について、国民の合意がなければ、消費税の導入など到底認められないのではないかと思いますが、不公平税制の

是正に対する総理並びに大蔵大臣の決意をお聞かせ願いたいと思います。

次に今回の税制改革は地方財政に直接的な影響をもたらすことは勿論、税源の配分において地方自治を大きく後退させるものであることが明らかであります。

地方財政への国の不必要的介入、補助金の一連カットなど地方財政の圧迫が続いているのでありますが、今回の税制改革もその基本方向を継承する内容となっております。本来、福祉、高齢化社会への公的対応に対して地方自治体の役割は極めて重要であり、その充実を目指すのであれば、当然、国と地方との財源配分を含めた地方財政の充実を図るべきなのですが、実際はこれに全く逆行しているのです。消費税を中心とした今回の税制改革については、地方自治の見地からすれば、まさに有害無益と言わなければなりません。

歳入の面では、住民税減税、法人税と所得税の減税による交付税の収入減、法人税の減収、さらには消費税と現行地方間接税との調整、つまり電気税、ガス税、木材取引税の廃止、料理飲食税、たばこ消費税、娯楽施設利用税の調整などによつて大幅減収になるのであります。一方増収は、消費税導入に伴う消費譲与税の創設、消費税の交付税算定税目への算入、その他株式譲渡益課税や法人税制の

見直しなどによって行われるのだが、差し引き大幅減収になることは必至であります。

それに加え、歳出面において、地方財政も消費税の負担を強いられるのであります。政

府提出の資料によれば、地方財政計画全体で消費税負担額は六〇〇億円に達すると見込まれております過少見積りだと思いますが、ともあれ、これは自治体や公営企業が行っている事業の料金が値上がりすること、つまり住民負担が増えることを意味しています。上下水道料金の値上げ、公営住宅の家賃値上げ、自治体病院の統廃合など深刻な問題が続出するのではないか。

つまり、今回の税制改革が自治体に及ぼす悪影響は、放置することができないほど大きなものであります。課税自主権が侵害され、自主財源が剥奪されて一般財源が不足し、公債依存が一挙に高まる危険性があります。消費税によって歳出増も余儀なくされ、その結果住民へのサービス低下、住民の負担増、福祉の後退など深刻な事態が生じかねないのであります。

毎年悪化を続ける地方財政に対しても、地方交付税算定税目の拡大、交付税率の引き上げが要請され、地方自治体の財政構造の変化に

対応できる財政調整制度の確立が待たれています。国民はこのような重要な税制改革法案を、何故この臨時国会で無理を重ねて成立させなければならないのか、全く理解できないのであります。

総理、あなたは、自ら進んでリクルート疑

確に示すことが急務なのではありませんか。税制改革が地方財政に与える影響、それへの対処策について、総理並びに大臣の明快な答弁を求めるものであります。

これまでにも累々強調して参りましたよう

に、わが党はリクルート疑惑の解明、公約違反問題の解決、不公平税制の徹底的是正、防衛費優遇の停止など財政運営の抜本的転換、高齢化社会の進展における福祉充実に向けた将来展望の明示などが、税制改革の不可欠の前提条件ではないのかと考えているのであります。リクルート疑惑については、証人喚問を形式的にせよ実施すれば税制改革法案を成立させてよい、というような二者択一の問題でもなければ、いわんや法案成立のための取引材料でもないのであります。また、小手先の法案修正では、わが党はもちろんのこと、国民の合意を得ることは全く不可能であります。

総理は、税制改革法案の今国会での成立にあくまで固執しておられるが、それは政権維持にとらわれるあまり、国民、国家をないがしろにするものと断じざるを得ません。多くの国民はこのような重要な税制改革法案を、何故この臨時国会で無理を重ねて成立させなければならぬのか、全く理解できないのであります。

## 公的規制緩和に関する党の見解

—新行革審答申について—

日本社会党

### 一、四つの基本的問題点

新行革審は本日、公的規制の緩和等に関する答申を行なつたが、その内容は多くの問題を含んでいる。とくに次の四つの基本的な問題が存在すると考える。

最後に、リクルート疑惑の徹底解明と政治責任の明確化、さらに手続き、内容ともに重大な欠陥をもつ消費税法案廃案のため、わが党は全力を擧げることを表明して、私の質問を終ります。

#### (一) リクルート疑惑で噴出した諮問機関政治

##### ・「民活＝規制緩和」の矛盾

第二臨調、新行革審を土台に中曾根内閣から竹下内閣に引き継がれている行革＝民活路線はリクルート疑惑の根幹をなす問題といえ。すなわち、川崎・浦和市における再開発事業にまつわる疑惑、NTTの回線リセールにつわる疑惑は民活路線から直接派生した腐敗であるとともに、江副氏という新興財界人が各種諮問機関委員を志向した過程においてはまさに少数による諮問機関政治への魅力と具体的なメリットがあつたであろう。この

ことは、江副氏が学者も含めて同僚審議委員の多くにリクルート株を譲渡していることをみればさらに鮮明な事実として諮問機関政治が如何に腐敗をもたらしやすいかを如実に示している。新行革審はこの事実を真摯に受け止め、自らが振り撒いた社会腐敗の責任を自覚し、民活・規制緩和路線そのものを反省すべきである。

#### (二) 国民の権利と安全に必要な公的規制を軽視

新行革審は、規制緩和の推進のみで国際化、高齢化、情報化の進展に対応出来るかの短絡的な誤りを犯している。例えば、国際化の進展のもとで食物の自由化問題が深刻な問題となつてゐるが、今後食物の安全性確保の面で添加物や農薬規制は国民全体の安全・健康の問題として大きな課題となる。また外国人労働者、留学生が益々増加するであろうといふ予測のもとで人権の観点からも国際友好の

面からも差別解消、保護のための公的規制が必要となる。さらに情報化のもとでのプライバシー保護はまさに公的規制の問題となる。高齢化による福祉や健康の商品化に対する規制も同様である。さらに環境保全問題においては国内施策はもとよりとして地球規模で公的規制強化の必要性が指摘されている。

り重要なのは利用者、消費者たる国民が行政や供給活動に対しても直接的に参加し、チエックする体制と機能の充実である。中央官庁や業界内部の規制を国民の側からの規制へと移行させつつミニマムについて自治体や国による公的規制を実施する体制に切り替えていく必要がある。

## 二、「報告」の具体的な問題点

(一) 金融關係

- (1) 金融機関の経営の観点から金融の規制緩和・自由化の推進が提唱されているが、何よりも預金者、とりわけ少額預金者保護の観点を重視すべきである。投機的風潮の広がりが顕著になつてきている今日、預金者

もいうべき問題であり、総合的施策の推進が求められていることが、その要は公的規制である。こうした必要な規制に眼をつむり、公的規制緩和のみをとりあげる新行革審は国民生活の向上に必要な理念を欠いているといわざるをえない。

(四) 規制緩和と矛盾する中央集権、自治への

新行革審は規制緩和を追求してきたが一方においては露骨な中央集権化への介入をはかつていて、その顕著な例が地方行革の押しつけであるとともに、国の裁判抜き代執行権強化を企図する地方自治法改正案である。

である。

(三) 供給サイドの利益を優先!! 国民の直接的な参加とチェックが必要

同時に報告においては労働者、消費者の権利保護、安全の確保という行政の基本姿勢を放棄し、供給側、財界要求のみを浮き彫りにさせていく。これも必要な公的規制と不必要な

また国庫補助負担率カットも第二臨調以来の

同時に報告においては労働者、消費者の権利保護、安全の確保という行政の基本姿勢を放棄し、供給側、財界要求のみを浮き彫りにさせている。これも必要な公的規制と不必要な権力の介入という区分けについて充分な議論を行なわず、各業界要求を積み上げ、取扱選択した結果によるものといわざるをえない。約一万一〇〇〇件あるといわれる公的規制の中の多くのものは官庁の縦割り主義、繩張り主義のもとで温存されてきたものであつ

り、その整理・統合こそが必要であるが、上

③ 金融緩和、低金利が継続する中で、政策

また、金融の規制緩和・自由化を野放図に進めることは、国際金融都市東京への一極集中を助長する危険性があり、地域産業

きである。

③ 金融緩和、低金利が継続する中で、政策金融のあり方が問われて久しいが、国民生活向上の観点から、その基本的枠組みを匡直すとともに、質的転換を図る必要がある。

④ 有価証券市場が急速に拡大する中、インサイダー取引など不公正取引に対する批判が、リクルート疑惑を頂点にして高まつて

いる。証券取引法の改正は不十分ながらも行われているが、わが国の場合は問題なのはその執行についてである。不公平取引の未然防止を基本に据えるのは当然であるとしても、違反は違反として適切に対処すべきである。米国等の執行体制を参考に適切に対処すべきである。

#### (二) 情報・通信事業関係

① NTTの会社のあり方について、「臨調第三次答申の趣旨を踏まえ、これを検討し、昭和六四年度内に結論を得る」ことを指摘し、NTTの分割を促している点は断じて容認できない。また、「データ通信部門の分離に続き、宅内機器部門、保守部門の一部等についても分離を行なうため、検討を進める」としているについても認められない。

これらは、わが国電気通信事業やNTTのあり方の根幹に関わる問題であり、当該小委員会で提言する枠を逸脱するものとして、極めて遺憾である。

② また、NTTに対し「設備投資の拡大、実施の早期化を指導する」「極力人員の合理化を図る等事業経営の効率化を指導する」としているが、これは経営の自主性を狭めるものであり、規制の緩和に逆行するものといわなければならない。これらの問題は、いずれもNTTが果たすべき社会的役割に

沿つて普段に努力すべきことがらであつて、「指導」云々の問題ではない。

③ 事業規制等の項で「専用線の提供に際しての公・専（公衆回線と専用線）等の接続について、「これを音声等回線についても認めるため必要な条件の検討を進める」としているが、これを禁止した国会審議、付帯決議の経過からしても認められない。リクルート事件の流れで見るなら、疑惑を招きかねないものである点をあえて指摘しておきたい。

④ その他、国民・利用者の立場に立つてみたとき、料金問題など、電気通信事業には、必然性を欠いた規制がなお多く存在しており、今後これら規制の緩和が図られなければならない。

#### (三) 郵政関係

① 郵便貯金について、「定額貯金等の郵便貯金の商品性を見直すこと」が、また郵便貯金の金利について、「小口貯金金利の自由化が行われた後は一定のルールに基づいて市中金利に追随し弾力的に決定することとする」と、述べているが、これは認められる。金融事業分野の競争の中で、郵便貯金が国民・利用者にとって有利な商品開発をリードしてきた経過等から考えたとき、サービス低下につながる内容が盛り込まれて

いことはきわめて遺憾である。

② 郵便法上、禁止されている親書の送達について、緩和を図り、請求書や見積書などを「物品に同封して送達することを認めるよう具体的な範囲の明確化を図る」としているが、なお、慎重な検討が必要である。

#### (四) 農業関係

① コメの国営検査制度について「検査業務の改善合理化」「民間活力の活用」を唱えているが、わが党はこれに強く反対する。農産物検査法に基づく、食料事務所職員による十分な検査体制を堅持するよう強く求めること。

② 農業生産資材の流通規制の緩和は農業生産コスト引き下げという面で評価できるが、農業・肥料の人体・環境に対する安全性の確保、農業機械の使用上の安全性の確保といった面で後退がないように十分に注意を払うべきである。

③ 農産物価格引き下げの必要性が繰り返し説かれているが、そのためには、規制緩和だけではなく、従来の規制色の強い農政に農家が振り回された結果生じた農家の累積負債問題や基礎整備事業の農家負担金問題について抜本的な解決策を示すべきであり、それがなければ農家を新しいスタート・ラインに立たせることは不可能である。

(4) また、輸入農産物に対する安全審査の強化など、むしろ規制の強化を必要としている部分も少なくないが、規制の緩和を説くばかりで規制の必要性を認めないのは、バランスに欠ける。

#### (五) 労働時間

ニュービジネスにかかわり労働者派遣事業法の適用対象業務の規制緩和がとりあげられているが、これは派遣法制定の経緯を無視したものであり、容認できない。同法は労働者保護、雇用確保の観点から制定されたものであり、緩和することは労働市場のみならず労働者保護の観点からも時代に逆行するものである。

#### (六) 物流関係

(1) 財界等の主張する公共輸送部門についての許認可等の緩和による過度な競争原理の導入・拡大は、ひいては住民サービスの低下、国民の安全軽視につながるものであり反対である。

(2) 貨物輸送をはじめ我が国の交通行政は個別事業法で対処されているため陸・海・空をつうじ混乱と矛盾が生じても対応が極めて困難となっている。安全や環境保全、交通事業者の責務、費用の負担原則、国の責任などを明確にした総合交通政策の確立と

立法化が必要であり、一方的な規制緩和ではなく行政における矛盾がさらに拡大する恐れがある。

(3) 今日のトラック事業は過当競争が熾烈化し、そのため長時間労働、過積載運行、運賃ダンピングなどが横行し、交通事故の激発などにつながっている。規制の緩和よりも長時間労働、過積載運行などに関する現行法規の遵守の強化策が重要である。

同時に、こうした観点からも運賃、料金の認可制から届け出制への変更の問題も慎重に検討すべきである。

(4) 都市の交通混雑は市民の移動の権利を奪っているとさえいえる。公共交通の充実のためにも都市交通環境の整備をはかり、バス等の運行性向上のための交通規制等の強化を図るべきである。

#### (七) 流通関係その他

(1) 貿易摩擦を口実として、大型店舗の進出下、国民の安全軽視につながるものであり反対である。

(2) 貨物輸送をはじめ我が国の交通行政は個別事業法で対処されているため陸・海・空をつうじ混乱と矛盾が生じても対応が極めて困難となっている。安全や環境保全、交

り、地域の独自性に委ねられるべきである。したがって、大規模店舗の出店問題は、地域が主体となつて判断すべき問題であるため、一切の権限は地方自治体に移譲すべく法改正が必要である。

#### (2) 電気料金の遅増制の緩和

についてには、政府が消費税導入によつて従来電気税免稅世界に負担増を要請していることからも、慎重に検討すべき問題である。

(3) プリペイドカード発行促進については、利用者保護とともに中小零細企業保護の観点からも検討を加えるべきである。

(4) 小規模映画館、ビデオシアター等にかかる建築基準法の緩和については過去の火災等の事例に基づき、必要な規制と不必要な規制を厳密に検討すべきである。

(5) 檢査検定体制については国際化、情報化の観点から強化すべきもの、廃止すべきものの区分けを適切に行なうべきであるとともに、資格制度についてはむしろ近年においても政府施策によつて「士」が増加傾向にあり、資格制度の複雑化が進んでいることを指摘しておく。

## 新行革審の「物流」に関する規制緩和の報告に対する態度

### 日本社会党物流対策特別委員会

このたび臨時行政改革推進審議会公的規制の在り方に関する小委員会は、トラック事業の需給調整規制の廃止等の大規模な規制緩和をすべきであるとの報告を行つた。その内容は、すでに運輸政策審議会の物流部会がまとめたトラック事業についての「参入の自由化」を促進する具体策と同じものであり、財界の「物流コスト削減のための市場競争の徹底」の意に沿うものである。

よつてわれわれは、この問題について、以下の基本的態度と当面する具体策をもつて対処することとする。

#### 一、基本的態度

(一) トラック輸送が国民生活に不可欠な物資輸送を行つており、業者トラックはその基幹的役割を果している。よつてかかる事業者は、その社会的責任は重く、その事業を適確に遂行できる能力を有するものでなければ

ばならない。

(二) 今日のトラック事業は過当競争となつて

おり、そのため過労や過積載運転、運賃ダンピングなどが横行し、道路運送の秩序が乱れ、安全性の確保などにも重大な支障をきたしており、この事態の克服こそ緊急課題である。

(三) 財界等の主張する公共輸送部門についての許認可等の緩和策などによる過度な競争原理の導入・拡大は、国民生活に無用な混乱をもたらすものであり反対である。

(四) 貨物輸送を含めわが国の交通に係わる行政の関与は、その大部分が個別事業法で対処することになつており、このことが、交通の各分野で大きな矛盾を生み、拡大し国民生活を圧迫している。よつて、安全や環境保全、交通事業者の責務、費用の負担原則、国および地方自治体の責任などを明確にした交通基本法（仮称）の制定とそれを

土台に体系的な公共交通の整備を行うための総合交通政策の確立を急ぐべきである。

#### 二、当面する具体策

(一) 第九八国会の参院・運輸委員会における「貨物自動車に係る道路運送秩序の確立に関する決議」の八項目について強力に推進する。

(二) 自動車運転者の労働時間規制についての法制化を図る。

(三) 貨物自動車運送事業に係る秩序確立事業実施機関を中央・地方に設置する。

(四) 輸送の安全と事業者の公正な競争を図り輸送秩序の確立をすすめるために道路運送法の抜本改正など現行諸法規を見直す。

(五) 交通基本法と総合交通体系の確立を図るために以下の事項についての施策を確立する。

1 交通体系（国際、地域、貨物等を含む）の整備

2 交通に係る国および自治体の責任

3 交通事業者の責務

4 交通安全の確保

5 交通環境の保全

6 災害対策の推進

7 運賃料金制度（費用負担の原則）の確立

8 交通弱者対策

9 交通技術の開発

一九八八・一一・一九

## リクルート社提出の

### 「全容リスト」の欺瞞性について

#### 日本社会党リクルート 調査特別委員会

一、田中角栄元首相の秘書を務めた早坂茂三氏が、リクルートコスマス株二万株を本人の名義で譲り受けていたことが判明した。

早坂氏の名前は、先に衆院リクルート問題等に関する調査特別委員会にリクルート社から提出された名簿には記入されておらず、いわゆる「全容リスト」の真偽よう性に疑問をもたれていたことを裏付けるものである。

一、わが党は先に(一七日)、①リスト以外には政治家等への株の譲渡はないことになつてゐるが、江副氏個人や社員持株会の所有株等から政治家やその周辺に譲渡されなかつた保証はない、②「会社役員」「会社員」

リクルート隠の企図であつたことを曝け出したものである。本件リストは国会に提出されたものであり、虚偽文書であることが明白となつた。このことは、証拠隠滅にも該当することである。このような国会と国民を愚弄する茶番は断じて許されない。したがつてわが党は、このリストの欺瞞性を厳しく追及するとともに、リクルート疑惑解明のために更に調査・究明に取り組む決意である。

## 義務教育費国庫負担制度についての申し入れ

一、左記の理由で、事務職員、栄養職員を義務教育費国庫負担法の対象から適用除外したり、あるいは負担率の削減や地方交付税化を行わないこと。

1 義務教育費国庫負担制度は、国の負担責任を明示したものであり、単なる補助制度ではなく、補助金一般として削減の対象とすることは誤りである。

2 昭和六〇年度において、教材費・旅費が一般財源化されたが、結果は、学校現場における教材費・旅費の削減となり、学校間格差をもたらしたこと。

3 国庫負担率の削減は、国の負担責任を自治体に転嫁し、自治体負担の強化となること。

4 教育は教職員が一体となつて進められるものであり、教職員間に給与費の制度が異なることは、教育的な見地からも妥当ではないこと。

5 教育荒廃が叫ばれ、教育改革が国民的課題となつてゐる時、このような制度の改悪は、改革逆行するものであること。

二、教材費・旅費を国庫負担の対象に戻すことを。

右、申し入れます。

一九八八年一一月二九日

日本社会党義務教育費  
国庫負担制度特別委員会

委員長 小野 明

副委員長 川崎 寛治  
(党副委員長)

委員 同 野口 幸一  
(予算部会長)

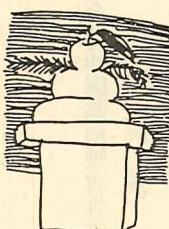
副委員長 加藤 万吉  
(大蔵部会長)

同 久保亘  
(地行部会長)

事務局長 馬場昇  
(党教育政策委員長)

事務局次長 中西績介  
(文教部会長)

事務局次長 中西績介  
(衆・文教委員)



一九八八・一一・三〇

## 沖縄における基地問題に関する申し入れ

今般、日本社会党沖縄基地被害等調査団は、  
基地被害が集中している沖縄の金武町伊芸  
区、読谷補助飛行場及び普天間第二小学校の  
調査を行つた。

沖縄は安保、地位協定の矛盾を全国でも凝  
縮した形でうけており、「職場の島」といつ  
も決して過言ではない。かかる基地問題を放  
置してきた政府の責任は重大である。

よつて、政府においては、沖縄県民の生命・  
財産をまもることを最優先にし、左記事項の  
実現方について格段の措置を講じられるよう  
強く申し入れる。

記

一、政府は、沖縄復帰後の基地の実態、特に  
最近一連の米軍演習によつてもたらされて  
いる県民生活に対する重大な影響・被害の  
実情を的確に掌握し、県民の期待に応える  
抜本的な基地対策を早急に講ずること。  
一、狭隘な沖縄で、キャンプ・ハンセンは不  
適かつ欠陥演習場である。一切の実弾演  
習を即時中止させ、特にレンジ2～6は即

時撤去されること。

一、普天間第二小学校の実情に鑑み、基地の  
「整理・縮小」の方針を後退させることなく、  
具体的な解決をはかること。

一九八八・一二・一

内閣官房長官

小淵恵三 殿

日本社会党沖縄基地被害等調査団

団長 高沢寅男

一、読谷補助飛行場での過去九年分を超える  
本年のパラシユート降下訓練を中止させ、  
機能設置と全面返還を速やかに実現するこ  
と。

## ウルグアイ・ラウンド

### 農業交渉に関する申し入れ

近く、モントリオールで開かれるウルグアイ・ラウンド中間レビューで、わが国のコメ問題を含めた農業問題についての話し合いが行なわれようとしているが、もしわが国がコメ市場開放を行うことになれば、わが国農業

て、政府は左記の事項に基づき、コメの完全自給体制を堅持すべきである。

記

一、第九一回国会及び第一〇一回国会の食糧自給に関する衆参両院本会議決議、並びに今国会におけるコメの自由化に反対する衆参両院本会議決議をふまえ、コメ問題に関しては毅然たる態度で交渉に臨むこと。

二、コメ等主要食糧の自給体制のあり方について国際的な合意を作り上げるため、地球規模の食糧政策、及び、公正な農産物貿易ルールの確立の方策について、各国との話し合いを強化し、ガット条文の改定を含むガット・ルールの変更を実現させるために最大限の努力を行うこと。

三、いかなる場合でも、コメの完全自給の方針を断固として貫き、そのことについて国民各界各層に理解と協力を求めるこ

一九八八年一二月一日

以上

日本社会党

中央執行委員長

農林水産局長  
土井たか子

田中恒利

農林水産部会長  
安井吉典  
問題対策特別委員長

内閣総理大臣

竹下登殿

## もう一つの日本と世界 —21世紀への社会経済転換計画—



土井たか子委員長

### 本書の活用で選挙闘争の勝利を!

立派な政治や社会を  
変え、世界と共に生き  
きる日本の現実は可能  
なのか。私たち社  
会の「もう一つの日本と世界」「21世紀へ  
の社会経済転換計画」は、その一つの回答で  
あります。(本書「あとがき」から)

伊藤茂政策審議会長

す。国政の場で、地域社会の中、そして世界との交流の場で検証されることを願ってや  
みません。(本書「発刊にあたって」から)

発売中!

価格 600円 郵送料別

お申し込みはお早目に

日本社会党政策審議会

〒100 東京都千代田区永田町2-2-1

衆議院第一議員会館

T E L 03 (581) 5111 内線 3880-4

F A X 03 (502) 5857

### 私たちの選択

リクルート、不公平税制…  
こうした立派な政治や社会を  
変えるために

#### —内 容—

##### I もう一つの生活、もう一つの日本と世界を

##### II 社会経済の転換・われわれの設計図

###### (i) 転換のための七つの目標

1. 新しい豊かさ・生活の質の向上
  2. 豊かな社会・人間の都市をつくる
  3. 新しい産業政策、産業構造の展望
  4. 財政・税制・金融政策の方向を変える
  5. 世界に貢献する日本・グローバルな視点に立つ経済政策
  6. 平和・軍縮の象徴となる日本
  7. 豊かな人間性と文化の社会
- (ii) 社会経済転換計画をすすめるプロセス
- 二段階・二つの中期五カ年計画—
1. 21世紀への改革の前提条件
  2. 第一段階・中期五カ年計画の基本的考え方
  3. 豊かな社会への七つの改革プラン

##### III 国民の力が社会を変える

〔今日の焦点〕

# 脱原発の必要性と必然性 —世界の動向と日本のとるべき道—

原野人

## 一、スウェーデンの脱原発政策

日本にくらべて民主主義が長い歴史をもち、内実を伴つて発達している国々では、民意が早急に政治にとりいれられる。

スウェーデンでは国内にウラン資源のあつたことも手伝つて、原発開発が近年まで積極的に進められてきた。一九七〇年代にはいると、反対運動が組織され、当初は農民を基盤とした中央党が、機敏に対応した。一九三二年から七六年まで四四年間政権の座にあつた社会民主労働党は、原子力の平和利用に積極的な態度をとり続けてきたが、七年選挙戦に敗れた最大の原因是、すでにこの頃、多くの国民に原発を心配し反対する気持が大きくなつていたためであるといわれている。

七九年三月にスリーマイル島事故が起ると、スウェーデン国民と党も大きな影響を受け、社会民主労働党首パルメは、国民投票を提案した。当時の与党の自由党や中央党等もこの提案に従わざるをえなくなり、八〇年の春に国民投票が実施されるところとなつた。その結果は、すでに稼動中等の一、二基までで、それ以降の新增設は

認めず、段階的に廃止するということになつた。

八二年に政権に復帰した社会民主労働党政は、チエルノブイリ事故に学び、脱原発のための「政府のエネルギー政策案」を八八年三月に国会に提出し、六月に承認された。

これは八〇年の国民投票とそれに続く国会決議に基くもので、稼動中の原発一二基のうち、一基（バーセベック）を九五年に、二基目（リングハルス）を九六年に閉鎖することを義務づけ、二〇一〇年までに全基を廃棄するレールを敷くためのガイドラインである。

そこでは、一九九〇年代末をめどに、環境への影響が少なく、しかも年間の電力消費量が現状程度に保たれるようなエネルギー体系の構築をめざす総合対策が述べられている。その具体策の一つとして、省電力のための総合プロジェクトを直ちに開始するために、五年間で四億クローネ（百億円弱）の予算が承認されている。

過剰な発電設備を造つて、電力のより多くの消費を国民や企業に勧めている日本とは対照的である。

日本にくらべてスウェーデンでは、原発をすぐに廃止するには大きな困難が横たわっている。第一に、日本のように過剰な設備をもつて

いなし、第二に、電力の半分を原発によっているからである。この困難な条件にもかかわらず、天然ガス、風力発電、太陽熱、バイオ燃料、波力発電等によって、原発に代わる分の発電は確保され、他方では省電力つまり電力の合理的な利用と、熱供給など電力の形態をとらないエネルギーによる代替利用が進められようとしているのである。

この政策案に対しても、大電力消費産業や発電所建設に係わる産業をはじめ、全産業界から激しい批判がなされてきたが、この国では国民の気持ちこそが民主的に尊重され、実行されつつあるのである。

## 二、歐米にみる原発政策転換

オーストリアでは、スリーマイル島事故が起る数ヶ月前の一九七八年一月に、完成された原発の運転開始に関して、早くも国民投票が実施されている。第二共和国発足以來はじめての国民投票が、ツヴェンテンドルフのツルナーフエルト原発（七二万kW）の運転開始に関する賛否を問う形で実施されたのである。世界はまだ原発の大事故を経験する前であつたにもかかわらず、オーストリア国民は運転開始を拒否した（僅差ではあつたが）。

この原発に引き続いて計画された第二、第三の原発については、既に七七年に無期延期となっている。

原発建設計画は国民党政権で開始されたのであるが、七〇年に発足した社会党政権も積極的に取り組み、ツルナーフエルト共同原子力発電有限責任会社（出資構成：連邦所有の電力調整会社五〇%、州電力会社五〇%）を設立し、原発を建設したものである。しかし七六年のスウェーデン総選挙で原発推進を掲げた友党が破れて政権を失つた教訓を、クライスキー首相は学ばねばならなかつた。

日本でもそうであつたように、オーストリアでも一九六〇年代は原子力の平和利用をバラ色に展望していたが、七〇年代にはいると深刻化した環境汚染に対する人々の関心が高まり、原発反対運動も広まつ

たのである。

重大な問題に関して国民の意識が大きく変化する時には、それを正確に把握して立法や行政の方向を正そうとするのは、日本人の学ぶべきところであろう。

国民投票の結果を受け、七八年一二月の国民議会は全会一致で「原子力禁止法」を成立させ、この原発への運転許可は禁止された。その後、累積経費が巨額にのぼったことと、発電設備が不足する中で、運転開始を求める声も強くなつたが、八六年四月のチエルノブイリ事故を経て、同年九月に政府はこの唯一の原発の廃止・解体を最終的に決定した。少しも稼動することのないままであつた。

イタリアでは八七年一月に、原発の建設の是非をめぐる国民投票が実施され、八割近くが原発禁止を支持した。これを受けて政府は、新しい原発の建設は凍結することとし、建設中のものも一基を残して中止することを決定した。

アメリカでは、百基以上の原発建設がキヤンセルになり、新規の発注は、ここ一〇年間一基もない。なかにはオハイオ州のジマー原発のように、ほぼ完成したものを石炭火力に大改造・転換したものもある。ニューヨーク州ロングアイランドに完成したショーラム原発は、避難場所について住民との合意が成立せず、稼動しないまま解体されることとなつた。

ソ連では、地震多発地帯のクラスノダールに建設が進められていた原発の建設中止が決定されるなど、かなりの見直しが行われている。西ドイツでは、バイエルン州バッカースドルフに建設が予定されていた使用済み核燃料再処理工場について、地方行政裁判所が周辺環境の放射能汚染の危険性を理由に、建設差し止めの判決を下した。

社会民主党はかつて原発推進の立場を続けてきたが、下部機関から反対の声が強まり、チャルノブイリを契機にして、八六年の大会では一〇年間で原発を全廃する政策を決定し、新綱領でも原発否定を規定

した。

フランスでは、「ナポレオンの栄光よ再び」との願いがこめられた高速増殖炉「スープーフエニックスII」の建設計画は白紙に戻された。

イギリスでは、サッチャー政権も、八八年七月に高速増殖炉の研究開発計画の見送りを決定した。少なくとも当分は、経済性からみて引き合わないと判断したためである。アメリカの高速増殖炉の原型炉であるクリンチリバー炉の建設も、八三年に中止されている。

天然ウランの主成分（九九・三%）でありながらこのままでは燃えないウラン・二三八を、プルトニウムに転換して利用するための高速増殖炉の開発が挫折したとなると、軽水炉では天然ウラン中の微量成分（〇・七%）であるウラン・二三五しか燃えないために（若干生まれるプルトニウムもそこで少しは燃えるが）、核分裂エネルギーをウラン資源に求める原発には、それだけでも展望が消失することになる。

### 三、猪突猛進の日本と大事故の危険

日本の政府や電力会社には目に余るものがある。国連決議に違反して、南アフリカが不法に占領するナミビアから大量のウランを密輸しているありさまである。一九七四年、国連ナミビア理事会は、天然資源はナミビアが独立した際、同国の自立・発展のために使われるよう、その開発、売却、使用の一切を禁止し、持ち出された場合は「盗品」として押収され、独立した暁には損害賠償を請求できることなどを定めた「ナミビアの天然資源に関する布告第一号」を制定し、たちに国連総会で承認されている。ところが日本の電力会社はここから大量のウランを輸入しているのである。市民運動やわが党の国会追及によって、ようやく各社とも新規契約からは中止せざるをえなくなつたが、既契約分としてここ当分はまだ密輸し続けるという厚顔さである。

このような政府と電力会社のことだから、「日本の原発はチエルノブ

イリ型とちがうから安全だ」などと、百億円ともいわれる公共料金や税金を使って大広告を出すことに、少しのはずかしさも痛みも感じていない。

では本当に日本の原発は安全なのだろうか。

八八年五月一三日の朝日新聞は、「原発建設費高騰で、原子力財産保険、痛い補償機能ダウン」と報じている。この財産保険は任意保険であるが、「電力各社が万一大の事故による施設の損害を補うために契約している」のに、「補償機能の低下に四苦八苦している。原発の建設費高騰のテンポに追いつかず、もともと施設価値の半分くらいしかカバーしきれていないのに、最近の円高ドル安傾向で、引き受け損保会社同士の危険分散を狙いにした国際的な再保険機能が限界に達しているためだ」というものである。

もし本当に日本の原発に大事故の恐れが全くないのであれば、電力会社がこんなことに「四苦八苦」する必要は少しもないはずである。連日の新聞にもその一部が現れているように、老化に伴つて中小の事故が頻発し増加しているということは、大事故発生の確率もそれだけ大きくなりつつあることを示している。

特に中性子照射による原子炉本体（圧力容器）の脆化は、設計者や科学者の当初の予想をこえて、深刻に進行している。表の「脆性遷移温度」とは、これより高い温度域では原子炉の鋼材が十分な強度をもつていて、これより低い温度域では粘り気を失い脆くなっていることを示すものである。新しいうちはかなり低い温度まで粘り気をもつていて、稼動により中性子照射を受けるほどに、脆性遷移温度はシフトし、より高い温度でも粘り気を失ってしまう。同一規格の材質であつても組成のほんのわずかなちがい、不純物のちがいや照射量などによって、初期値も、シフトの速度も違つてくるので、各炉の実状を把握するには、それぞれの母材からとつたテストピース（監視試験片）を炉内にいれておき、時おりの定期点検時に取り出して、破壊試験に

より脆性遷移温度をみる以外に方法はない。

表で例えれば美浜一号機をみると、五六六年六月の時点すでに六四度Cにまで上つてしまっている。美浜二号機も、高浜一号機も、大飯二号機もとうに五〇度を超えてしまった。

加圧水型では炉（圧力容器）内の平常の水温は三〇〇度C以上であるから、これらの炉材も十分な粘り気をもつていて。しかし蒸気発生器の細管が破断したり、スリーマイル島事故時のように圧力調整弁が故障したりして、炉内の水がぬけてゆくような場合、炉心の燃料棒が溶融するのを防ぐために緊急炉心冷却系の二〇～三〇度Cの水が注入される。すると炉内の圧力はまだ高いままで、この冷たい水が炉内にはいつて最初にふれる炉壁部分は、大変な熱衝撃を受けるばかりでなく、六〇度や五〇度C以下に低下して脆性遷移温度以下になる恐れがある。もしそこに小さなヒビ割れなどの欠陥があれば、たちまち亀裂が拡大して原子炉が破裂する事態が起りうる。これは米原子力規制委員会（NRC）の委託によるオークリッジ国立研究所の研究でも明らかにされたところである。脆性破壊のヒビ割れの進行速度は一秒間に一千メートル以上にもおよぶ。原子炉の脆性破壊はチャレンノブイリ以上の一悲劇的な大事故に進展する恐れが大である。

出力調整運転を行うことになると、大事故発生の確率を高めずにはすまない。飛行機も、高度一定で飛行している時にくらべ、離着陸時、つまり出力を上げ下げる時の大事故発生の確率ははるかに高いのと同様である。

また放射性廃棄物の地下処分場や大再処理工場が計画されている六ヶ所村をみると、軟弱な堆積岩地帯で、地下水位は地表面のすぐ近くまであり、しかも大小の活断層が何本も走っていて、時として大地震も起る地帯であり、その上、時折墜落する三沢基地の日米航空機の演習空域があるという、世界に類のない恐るべき立地条件である。

自民党政府や独占資本は、「ソ連の脅威」を理由に軍備を拡大してい

る。しかし本当に「ソ連の脅威」を感じている人が原発を造れるであ

ろうか。日本を攻撃しようとしたら、核兵器は一つも使わなくとも、海岸に三八基も立つ原発のいくつかを艦砲射撃か通常爆弾で破壊すれば、たちまち列島を死の灰でおおうことができる。

一方で年々増加する防衛予算を毎年圧倒的に獲得している三菱は、他方では原子炉建設のシェアの約半分をとっている。兵器も原発も独占利潤のためにつくられているのであって、本当に勤労国民のために必要だからつくられているのではない。

#### 四、脱原発の可能性と必要性

八八年四月一六日の朝日新聞は、東電の試算によつても「標準家庭月四〇〇円の負担増」を認めれば全国の原発を一斉に止めることが難ではないと紹介している。

しかもこの「試算」の中には二つの誤りまたはウソがある。第一は、火力の7%を真夏も定期点検にいれてるので、火力と水力だけではピーク時に供給予備力がなくなつてしまふ、というものである。しかし実際には真夏に定期点検を行う必要はない。電力需要の少ない月に配分して実施することはきわめて容易である。今まで設備に十分すぎるほどの余裕があつたからこそ、毎年あらかじめ計画的に、年間を平均して八月等にも定期点検を配分したのであって、要員確保等において、それが一番安上がりであるからにすぎない、そもそも点検・補修のような作業は、真夏を外し、作業員に夏休みを提供する方が合理的であろう。

第二は、「負担増」の問題である。国際比較をしてみると、日本の電気料金はすでに余りにも高い。電気事業連合会と海外電力調査会の資料によつて電灯電力総合単価を比較すると、日本はアメリカ、カナダ、イタリアの約三倍、イギリス、西ドイツ、フランスの約二倍という驚くべき高さである。特に家庭用の電灯料金は高い。（詳しくは党の「中

期エネルギー政策」の表を参照されたい。この上「月四〇〇円の負担増」など、いうまでもなく本当は必要ないことである。

日本の電気料金が諸外国にくらべ抜群に高い理由について、「中期エネルギー政策」（『中期社会経済政策』二一七頁）は次のように解明している。

「第一に、地域ごとに一社で完璧な独占体制をしき、高い独占利潤を上乗せしているからであり、第二に、日本の電気料金は、発電設備等々の資産の八%（八八年一月からは七・二%）の利潤（「事業報酬」）が確保されるように決めるシステムになつております、そのため火発よりはかに建設費の高い原発を競つて作ることによつて「資産」を大きくし、利潤を大きくしているからである。しかもこの電気料金算定用の「資産」の中には三〇年分にも及ぶ「核燃料費」まで含められている。……原発を建設していない唯一の会社となつた北陸電力の料金が一番安いのは象徴的である。他方で原発のみを次々に建設している日本原子力発電株が、設立以来二九年間にわたつて無配を継続しているのも象徴的である。

また原発は火発等に比べて、電力会社においても発電機やタービン等のメーカーにおいても、単位出力当たりの雇用を顕著に減らしており、それだけ労働者の立場を不安定にしている。

要するに原発建設は、巨額な「資産」をつくる電力や、建設にかかる重機、電機、鉄鋼、セメント等の総独占資本にとっては、大きな利潤をもたらす手段であるが、勤労国民にとって必要とはいはず、安全部上も経済上もむしろ大きな負担となつていて。

財界や通産省、科学技術庁などは、日本の原発は全電力の三割近くを供給するようになつており、これをなくそうとするのは非現実的であると強調する。

しかし発電設備の比率をみると、七二年度末現在、全設備の中で原発はまだ一七%にすぎない。火力は六一・三%を占め、なかでも石油

火力は全体の三四%を占め、原発の二倍の設備である。

にもかかわらず原発を優先稼動して、最大限度の設備利用率にしているのに対し、石油火力の設備利用率は三一%でしかないために、発電量の比率では原発が二九・一%になり、石油火力が二三・八%でしかないものである。

先にみたように、火力を優先稼動させ、またピーク時には定期点検を避けさえすれば、北海道はもちろん全国の原発を全面休止（発電比率ゼロ%）にすることは今すぐにでも可能である。いきなり全面的に廃止処分にすることは困難であるとすれば、現に火力のいくつかが停止設備となつてているのと同様な形態で、原発を休止させるのは容易なはずである。少なくとも、老化して中性子脆化等が進んだり、製作時に欠陥の生れた恐れのあるものや、重大問題のあるような原発からすぐに休止させていくことは、きわめて容易であるばかりか、国民の安全にとつて必要不可欠なことである。

近い将来、若干の原発の稼動ぬきには真夏の需要をどうしてもまかなければいけないことがあるとすれば、その場合に限つて比較的新しくて欠陥の少ない若干の原発を、負荷一定のベースロード用として一定期間稼動させることは、国民も納得するであろう。

近年日本は石油火力の設備と稼動を急速に低下させてきたが、これは一方では発展途上産油諸国の経済困難の一因になり、他方では国内のガソリン等軽質油と重油との需給にアンバランスを招き、わざわざ重油の一部を軽質油に分解せざるをえなくなつていて。当面、石炭火力やLNG火力とともに、石油火力の稼動も上げることはその意味では必要なことである。十分な脱硝、脱硫、媒塵除去のための装置を完備させるべきことはいうまでもないが。

それと同時に、「原子力の日」の党的申し入れにもあるように、原発関連予算を燃料電池発電、コ・ジェネレーション、太陽光発電、超電導電力貯蔵等々の開発・利用の促進に向けること、日本の先端技術は

このような分野でこそ世界をリードすべきこと、それらの本格的な展開を容易にするために電気事業法を改正する（①「資産」の大きさに比例して「事業報酬」を定め、価格を決める方式はやめる②発電の分散化を促進する③自家発の余剰電力買取りなどを九電力に義務づける）ことなどによつて、中・長期的にも脱原発を可能にすることが必

要である。

これによつて、原発は遅くとも法定耐用年数＝法定原価償却年数である一六年を経たものから順次廃止する（厳重に管理貯蔵すべきであつて解体撤去すべきではない）ことも可能となるであろう。

（党政策審議会書記・科学技術政策委員会事務局長）

## 監視試験片テスト結果

(1) PWRプラント

1988.7.26 資源エネルギー庁

ユニット (運開年月)	取出時期 ①：第1回 ②：第2回	脆性遷移温度 (°C)		
		初期値	第1回	第2回
美浜1号機 (45.11)	① 48.3 ② 56.6	-50	54	64
美浜2号機 (47.7)	① 50.2 ② 55.12	-3	49	59
美浜3号機 (51.12)	① 52.11 ② 62.1	-20	2	22
高浜1号機 (49.11)	① 51.4 ② 59.2	-4	22	54
高浜2号機 (50.11)	① 51.11 ② 61.4	-30	-13	11
高浜3号機 (60.1)	① 60.11	-25	-20	-
高浜4号機 (60.6)	① 55.7 ② 60.4	-30	-20	-
大飯1号機 (54.3)	① 56.2 ② 60.9	-15	-6	11
大飯2号機 (54.12)	① 53.4 ② 57.10	-18	4	52
伊方1号機 (52.9)	① 58.3 ② 62.2	-25	0	16
伊方2号機 (52.9)	① 51.11 ② 55.4	-30	-25	-20
玄海1号機 (50.10)	① 57.2 ② 60.11	-16	35	37
玄海2号機 (56.3)	① 57.2 ② 60.11	-25	7	8
川内1号機 (59.7)	① 60.2	-25	-4	-
川内2号機 (60.11)	① 61.10	-30	20	-

# 一九八八年（一月～二月）総目次一覧表

## ▼一月（256号）

（ページ）

「巻頭言」

伊藤茂

### 特集 一九八八年度予算編成に関する資料

- 一九八八年度予算編成に関する申し入れ
- 文教関係予算についての申し入れ
- 国土庁の予算等に関する申し入れ
- 建設省予算等に関する申し入れ
- 運輸省関係予算についての申し入れ
- 法務関係予算・行政に関する申し入れ
- 地方財政対策等に関する申し入れ
- 国民健康保険制度の改革に関する申し入れ
- 固定資産税の負担軽減等に関する申し入れ
- 義務教育費国庫負担制度についての申し入れ
- 森林・林業に関する申し入れ書
- 港湾労働法の改正に関する申し入れ

## 資料

- 政策の懸案事項に関する報告
- 米ソ中距離核戦力（INF）全廃条約の調印について

30 26      25 23 22 21 19 17 16 14 12 11 10 2

- 米ソ首脳会談の終りに当つて
- 青函連絡船の今後の活用方法について
- 青函連絡船の今後の活用方法について申し入れ
- 今日の焦点
- INF全廃条約調印と戦略核廃絶への展望

※一九八七年度、総目次一覧表

## ▼二月（257号）

「巻頭言」

高杉 勇忠

### I 特集 一九八八年度予算編成に関する資料

- 党首会談に当たつての提案
- 政府予算案について（談話）
- 政府及び自民党税調の来年度税制改正についての答申、大綱について（談話）
- 「昭和六三年度予算大蔵原案」について（談話）
- 農林水産関係予算についての申し入れ

### II 一九八七年アジア人権フォーラム関係資料

- 基調報告——平和・自由・平等・発展のアジアを民衆の力で――
- 政策の懸案事項に関する報告
- 米ソ中距離核戦力（INF）全廃条約の調印について

11      9 8 7 5 2

1      40 34      33 32 31

- アジアの人権確立をめざす行動計画（案）
- 八七アジア人権フォーラム「神戸アピール」

## 資料

- 首相訪米に当たつての申し入れ
- 今後の税制改革について
- 韓国大統領選挙の結果について
- 中海・宍道湖干拓淡水化問題に関する申し入れ
- 教育過程審議会の答申について
- インフルエンザ予防接種に関する申し入れ
- 国土利用計画法の一部を改正する法律案要綱

## ▼三月（258号）

松 前 仰

1

25 24 23 22 21 20 19

17 16

38 35 30 24 19 19 10 2

## 「巻頭言」

## 特 集 一九八八年度政府および各省庁予算案の分析と批判

（総論）

- 一九八八年度政府予算案の性格と問題点
- 一九八八年度地方財政対策の基本的問題点

（各論）

- 社会保障関係予算
- 労働関係予算
- 防衛関係予算
- 文教関係予算
- 通商産業関係予算

## ▼四月（259号）

「巻頭言」

岩 垂 寿喜男

## 特 集 予算関係

- 一九八八年度予算案組み替え要求（大綱）
- 一九八八年度政府予算案に対する修正共同要求
- 一九八八年度政府予算案に対する反対討論（衆院本会議）

## 資料

- 農林水産関係予算
- 建設・国土関係予算
- 運輸関係予算
- 郵政関係予算
- 科学技術関係予算
- 環境関係予算
- ODA関係予算
- 法務関係予算

15 10 2 1 74 73 72 71 70 68 61 60 57 54 53 49 48 44 40

○一九八八年度政府予算案の衆議院通過に当たつて（談話）

## 資料

- 「日韓関係についての見解」（委員長）
- 盧泰愚政権の発足にあたつて（談話）
- 電気通信事業法案等の「見直し問題」に対するわが党の態度
- 日本社会党の農業政策について

## 今日の焦点

- 農業改革の諸提言とわが党の農業政策  
——今こそバランスのとれた農業改革を——

## ▼五月（260号）

### 〔巻頭言〕

上原康助

## 特集 税制関係

- 与野党政策担当者による税制協議における我々の提案

### と見解

- 七八税制国会闘争中間報告

- 与野党国対委員長会談合意事項および政策担当者協議における自民党の回答

- 今後の税制闘争について（談話）

- 政府税制調査会の税制改革の素案について（談話）

- 「税制改革に関する有識者調査」についての共同談話

## 資料

- 一九八八年度政府予算案の成立に当たつて（談話）

14 13 12 11 5 2 1 37 24 20 20 19 18 16 15

## ▼六月（261号）

### 〔巻頭言〕

小野信一

## 特集 I 税制関係

- 国民合意の税制改革をすすめよう

- 「抜本的税制改革」——一〇の疑問

- 税制改革と今後の政局について

- 政府税制調査会の「税制改革についての中間答申」について（談話）

## 特集 II 教育関係

- 臨教審関連六法案の問題点

- 教育公務員特別法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案に対する反対討論

- 「国立学校設置法一部改正案」本会議での反対討論

30 28 20 19 17 13 2 1 31 30 22 20 19 18 17 16 15

- 一九八八年度畜産物価格ならびに政策確立に関する申し入れ
- 牛肉・かんきつ類自由化問題等についての申し入れ
- 佐藤農相訪米に当たつての申し入れ
- 訪問販売法の改正について

## 今日の焦点

- 郵便貯金の地域還流をどう進めるのか

- ※ 政策審議会役員
- ※ 基本政策委員会役員

## 資料

- 土地基本法を提案するにあたつて
- 土地基本法要綱策定への背景資料
- 韓国の総選挙結果について（談話）

## ▼七月（262号）

「巻頭言」 久保亘

○トロント・サミットに関する申し入れ（党首会談）

## 特集 税制関係

- 大型間接税（一般消費税）導入中止を求める申し入れ
- 自民党の「税制抜本改革大綱」について（書記長談話）
- 税制改革「北海道」国民公聴会にあたつて（委員長）
- 政府・自民党の「抜本税制改革」にともなう国民の税負担と物価への影響について（試算）

## 資料

- 「経済運営五カ年計画」に対する談話
- 新行革審地価等土地対策に対する談話
- 「新テスト」への私立大学参加問題に関する申し入れ
- 牛肉・かんきつ類自由化反対についての申し入れ
- 電気通信事業法の「見直し問題」に対する取り組みの成果について
- 「自衛官合祀拒否訴訟」最高裁判決について（談話）
- 米ソ首脳会談について（談話）
- 談話（沖縄）

26 25 25 23 22 22 20 19 9 7 5 4 2 1 45 37 34

## ▼八月（263号）

「巻頭言」 小林恒人

## 特集 税制関係

- 竹下税制抜本改革総批判
- 政府・自民党の「税制の抜本改革」にともなう国民の税負担への影響について（試算）
- 社・公・民・社民連書記長会談合意
- 税制の抜本的改革への共同見解

## 資料

- 昭和六三年産生産者米価等に関する（社会党）申し入れ
- 昭和六三年産生産者米価等に関する（五党）申し入れ
- 昭和六三年産生産者米価決定に関する談話
- 参考資料
- 昭和六三年産生産者米価について（農林水産大臣談話）
- 牛肉・オレンジ等の輸入自由化問題に関する談話
- 第一四回主要先進国首脳会議（トロント・サミット）について
- 「三重サンベルトゾーン」に関するコメント
- 新行革審「意見」について（談話）

49 48 47 47 44 44 43 42 40 40 33 2 1 39 33 31 30

- 労働組合法の一部を改正する法律案に対する修正委査綱
- 土地基本法案（社会・公明・民社・社民連共同提案）
- 拘禁四法案に対する代表質問

- 国境のない一つの欧洲とECの現状

○「リクルート疑惑」の徹底究明について（談話）

○申しこみ（中小企業庁）  
今日の焦点

○大統領選挙から見えるアメリカ経済事情

- し入れ  
○申しこみ（中小企業庁）  
今日の焦点  
○代用監獄廃止・拘禁二法の即時撤回を

## ▼九月（264号）

〔巻頭言〕

中村茂

### 特集 一九八九年度予算編成関係

- 一九八九年度予算編成等に関する申し入れ
- 一九八九年度予算概算要求基準の決定について（談話）
- 一九八九年度森林・林業予算要求について
- 一九八九年度文部省予算概算要求についての申し入れ
- 委員長代表質問（第一一三国会）
- 「リクルート疑惑」の徹底究明について（談話）
- リクルート等調査特別委員会について
- リクルート疑惑解明に関する申し入れ
- リクルート疑惑証人喚問リスト（第一次）
- リクルート疑惑の徹底究明と予算委員会への対応について（談話）
- 一九八八年所得税減税についての与野党政策担当者会議の合意
- 一九八八年所得税減税についての与野党幹事長・書記長会議における確認事項
- 海上自衛隊潜水艦と大型釣り船の衝突事故に関する申

25 25 23 22 22 21 20 14 12 9 8 2 1 52 50

## ▼一〇月（265号）

〔巻頭言〕

永井孝信

### 特集 税制・リクルート疑惑関係

- 不公平税制是正の共同提案
- 参考資料
- 社・公・民書記長会談合意事項
- 与野党書記長・幹事長会談合意
- 共同申し入れ（リクルート）
- 「リクルート疑惑」追及の現段階
- 福島第一原発四号炉問題について
- 「八八年度防衛白書」に関する談話
- 八九年度建設省予算の概算要求に関する申し入れ
- 八九年度国土庁予算の概算要求に関する申し入れ
- 牛肉・オレンジ等自由化に伴う対策についての申し入れ
- 農業危機を克服する政策提言
- 動燃事業団の放射性廃棄物放置問題に関する申し入れ
- 韓国との友好・交流に関するプロジェクト、中間報告

39 38 37 34 33 31 30 29 22 21 21 21 5 2 1 28 26 26

○「日韓関係についての見解」

○日本政府の対朝鮮制裁措置の解除について（談話）

今日の焦点

○一九八八年度「経済白書」を読んで

## ▼ 一月（266号）

「巻頭言」

水田 稔

1

## 特集 税制問題

- 政府税制改革六法案の問題点とわが党の基本的考え方
- 不公平税制是正共同提案の説明

## 資料

○申し入れ（エイズ）

○米の自由化反対に関する決議（案）

○コメの完全自給体制の堅持を求める申し入れ

○わが国コメ問題に対するRMA提訴の却下を求める署名

○東北地方東部における冷害の救済を求める申し入れ

○一九八八年産畑作物価格決定に関する申し入れ

○申し入れ（教科書検定）

○新しい電気通信サービス料金のあり方を検討するにあたつて

## 今日の焦点

○「リクルート疑惑」は政治資金問題か

39 35 34 33 32 31 30 29 27 2 1 42 41 40

## ▼ 二月（267号）

「巻頭言」

安田修三

## I 特集 税制関係

- 税制に関する基本構想
- 共同要求
- 「不公平税制是正の共同提案」に対する自民党の考え方
- 「不公平税制是正の共同提案」に対する自民党の考え方
- 公聴会日程採決について強く抗議しその撤回を要求する
- 抗議談話

## II リクルート関係

○中曾根内閣の「政権汚職」の全容究明を

○党声明

○リクルート疑惑徹底究明に関する決議

## 資料

○皇位承継の儀式等についての申し入れ他関連資料

○韓國訪問に当たつて・訪韓団報告

○議員定数に関する最高裁判決について

○「原子力の日」にあたつて・申し入れ

○RMA提訴「却下」についての談話

○米大統領選挙結果について

## 今日の焦点

○二一世紀にむけた国民本位の交通政策の確立のために

36 35 34 32 31 27 21 20 19 16 15 14 12 7 5 2 1

## 編集後記

◇一九八九年、新しい三六五日のスタートです。一つの始まり、それも年の始まりとなると、「さあ、やるぞ」という気持ちを駆り立てくれるから不思議なものです。この一年、お互いに「やり遂げたいこと」「やらなければならないこと」、それぞれ、決意を新たにしていることでしょう。

◇地球の誕生から四五億年。地球は、二十四時間（一日）の自転を繰り返しながら三六五日（一年）かけて太陽を一回りする運動を続けていますが、この中での人類史と言えるものは、まだほんの一瞬の一瞬にしか過ぎません。仮りに地球の生命を東京タワーの高さとすれば、人類の誕生から今日までの厚さは、わずか一ミリ（一〇円玉の厚さ）にしかならない。また、それを一年の暦に置き換えてみると、一二月三一日夜一〇時前後にやつと人類の誕生ということになります。人類の生みの親である宇宙と地球からみれば、まだ赤ん坊の赤ん坊にしかすぎない人間社会が核兵器を持ち、戦争、環境破壊、差別と不平等を繰り返すことに、きっと怒り、ハラハラする連続であるに違ひありません。

◇コーンELL大学の教授（天文学）であり、米国惑星探査計画で中心になつて活躍するカール・セガン氏は、「生命的の発生のしくみはすこぶる簡単だし、——生物的進化に必要な条件をそなえた惑星系はこれだけ多く、しかも進化に必要な時間はすでに何億年と経過しているのだから——この銀河系には生命や知的生命がわんさと存在すると考えた方がむしろ自然といえよう」（「コンタクト」という。東京大学理学部助手の松井孝典氏は、「この銀河系のなかで人類と同じような高等技術文明を持つ高等生命体が現在という時点で同時に存在する可能性のある星は、およそ一〇〇〇個ということである」と著書「地球・宇宙・そして人間」の中で語っています。

◇夢がふくらみます。夜空に輝く星座を眺め、宇宙を地球上のものだと考へるのではなく、宇宙から地球をながめて、人間を、自然を、あるいは宇宙というものを考へてみると、あるいは宇宙というものを考へてみると、その大きさを教えてくれます。

◇さて、政策審議会の事務局スタッフも元気に活動開始です。リクルート究明や八九年度予算編成作業に対する働きかけ、一月二三日から始まる「社会党全国大会」に出す参議院選挙・国政選挙の政策づくりの最後のとりまとめなど、また忙しくなつてきました。今年もよろしくお願ひ申し上げます。（H）

政策資料編集委員会  
委員長 伊藤茂  
編集委員 岩垂寿喜男  
細谷治嘉

小林恒人	田中恒利	中村茂	水田稔	久保亘	福間知之	矢田部理	押田三郎	佐間田勝美	温井寛	佐藤敬治	本岡昭次
上原康助	河上民雄	永井孝信	安田修三	志苦志	村沢牧	瀬尾忠博	渡辺博	浜谷惇	大和銀行	衆議院支店	郵便振替 東京8-180821
清水勇	戸田菊雄	戸田菊雄	戸田菊雄	永井孝信	永井孝信	永井孝信	永井孝信	永井孝信	普通 203888	又は	

「政策資料」 購読料のお知らせ  
年間購読料 四二〇〇円（前納）  
ご送金は左記へお願ひいたします。  
郵便振替 東京8-180821  
大和銀行 衆議院支店  
普通 203888  
又は



# POLICY AND LEGISLATION

## CONTENTS

No. 268 (January 1989)

Foreword by Shigeru Ito .....	1
Feature-Pension Issues	
* The representation on reconsideration of the 1989 budget for the official pension system .....	2
* The representation for the enhancement of the mutual pension system and 1989 budget for it .....	3
* The representation to the 1989 local finance counterplans .....	6
References	
* Opinion on the proposed reform of National Pension and Welfare Pension Insurance System .....	7
* Report of the meeting on Railway Mutual Pension problems .....	9
Documents	
* Questions on the six tax bills at the plenary session of the House of Councilors .....	13
* Party View on the relaxation of official regulations .....	19
* Attitude to the New Administrative Reform Committee's report on the deregulation of "physical distribution" .....	23
* Deceptiveness of "the entire list" presented by the Recruit Co. ....	24
* The representation to the National Treasury System providing the expenses for the compulsory education .....	25
* The representation to the Okinawa bases problems .....	26
* The representation to the agricultural negotiation of Uruguay Round .....	26
Today's Focus	
* Necessity and inevitability of nuclear power out .....	28
◎The List of all the contents of 1988 .....	34

POLICY MAKING BOARD JAPAN SOCIALIST PARTY  
FIRST OF MEMBERS' OFFICE BUILDING, HOUSE OF REPRESENTATIVES.  
2-2-1 NAGATA-CHO, CHIYODA-KU, TOKYO, JAPAN

PHONE:(03)581-5111 EXT.3860~4 FAX:(03)502-5857

## 政策資料 1月号

編集人 政策資料編集委員会

発行人 伊藤 茂

発行 日本社会党政策審議会

東京都千代田区永田町 2-2-1  
衆議院第一議員会館  
電話 東京 03(581)5111 内線 3880~4  
FAX 東京 03(502)5857

定価 300 円 (送料 50 円)